

第24回

新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成21年5月1日（金）

場所：JICA竹橋本部 講堂

【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫(ご欠席)	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

【NGO】

木村 信夫	ブリッジエーシアジャパン 技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
満田 夏花	財団法人 地球・人間環境フォーラム 主任研究員

【産業界】

中 博一	社団法人 日本貿易会経済協力委員会副委員長（伊藤忠商事株式会社 機械貿易総括室長代行）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

【政府関係者】

北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
高見 博	財務省国際局開発企画官
小林 香	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇(ご欠席)	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

【事務局発言者】

天田 聖 JICA 企画部業務企画第二課課長
渡辺 泰介 JICA 審査部次長
杉本 聡 JICA 審査部環境社会配慮審査第一課課長
上條 哲也 JICA 審査部環境社会配慮審査第二課課長

【事務局以外の JICA 発言者】

植嶋 卓巳 JICA 企画部次長
岡崎 克彦 JICA 審査部部長

午後 1 時 0 7 分 開会

開 会

○原科座長 それでは、時間を少し過ぎておりますので開始いたします。第 2 4 回の有識者委員会を開会いたします。

議題は「新ガイドラインの素案について」になりますが、まず、お手元の資料がございます。JICA から修正案が示されております。それから、コメントを、堀田委員、中委員、満田委員のお三方からいただいております。

議 題

(1) 新ガイドライン素案について

○原科座長 それでは、きょうは順次参りたいと思います。お手元にそれぞれガイドラインの素案とか中間報告も御準備いただいていると思いますので、それを見ながら進めてください。

では、まず「序」の部分から参ります。

前回ざっと御説明いただいて、クラリフィケーションを行いましたけれども、以下、順次中身について検討してまいります。「序」に関しましては、まず JICA から、前回の

クラリフィケーションにかかわるところで対応の方法について資料をいただきましたので、これを御紹介いただけますか。

○事務局（上條） それでは、上條から御説明させていただきます。

修正案を見ていただきたいのですが、「序」については1番と2番の対応を御提案いたします。

1つ目は、前回、社会影響ですとか人権宣言ですとか民主主義ということ「序」の中でも言及した方がいいのではないかと御指摘がありまして、これについては、1. 1の「理念」に該当する記述はあるのですが、何かある程度決まった文章を使った方がいいのではないかと御指摘がありまして、JBICのガイドラインの前書きの2つ目のパラ、素案の1ページの右側にありますが、「環境社会配慮とは」という文章がありまして、それを、素案の4つ目のパラに「ODAの実施にあたっては」とありまして、その前に「そもそも、」という言葉を入れて、「そもそも、環境社会配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や……に配慮することを言う」というのを入れたらいいのではないかと御指摘がありまして、もちろん、もし入れなくてもということになれば入れなくてもいいのですが、そのような提案を1つ目はいたしました。

2つ目ですが、5年以内の見直しと10年以内の包括的検討ということがあるのですが、その両方が改定にかかるような表現にするべきだということ御指摘がありました。この部分については、紛らわしい表現だったということもありますので、「序」のところからは、2ページ目の左上にありますけれども、「なお」と書いてある当該部分をここからは削除しまして、ページで言いますと素案の13ページですが、2. 10で改定のこと言及しているのですが、2. 10のパラ2の上から4行目、今は「包括的検討を行って、その結果」という表現になっているのですが、ここを「包括的検討を行う。それらの結果」ということにしまして、5年以内の見直しも含めてそれらの結果というようにしたらどうかという提案です。

以上です。

○原科座長 ありがとうございます。

2カ所、今のようなことで修正してはいいかということでございます。この件に関していかがでしょうか。

これに関して委員の方からコメントを1ついただいております。満田委員、「序」のところ、2つ目に関係するところですので、今のようなことでよろしいでしょうか。

○満田委員 はい、結構です。

○原科座長 そうしますと、この部分に関してはよろしいと。

追加の部分もよろしいでしょうか。「世界人権宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準を定めている」。その後、「そもそも」という先ほどの文章を加えるということですね。そのようなことで、中身についてより具体的に書き込むことにいたします。よろしいでしょうか。

それでは、今の2点はそういうことにいたします。

「序」の部分ではもう1つございまして、満田委員から、3の「定義」のところにいる御意見がございましたので、これについてお願いいたします。——失礼しました。

「定義」は「序」ではなくてIに入るのかな。1. 3ですね。ちょっと飛び過ぎました。では、「序」は終わりということで、Iに入ります。

それでは、まず1. 3までやりましょう。

そうしますと、1. 3「定義」に関しまして、御意見とJICAの対応と2つございしますので、まず御意見をいただいてからJICAの対応にしましょうか。

では、御意見をお願いします。

○満田委員 私が出した意見は、JICAさんの対応のペーパーではぼカバーされているのかなと思っておりますが、趣旨としては、重要な用語のうち、定義が必要なもの、ぱっと見てわからないようなものについては、このガイドラインを一通り議論した最後にまた洗い出して、定義のところに加えたらいかがかという趣旨でございます。

○原科座長 それでは、この段階では今のJICAの対応でほぼいいのではないかという御説明でございましたけれども、では、中身を説明してください。

○事務局（上條） 1. 3の「定義」につきましては、お手元の資料の3と4と5に書いてあるのですが、3は満田さんのおっしゃることと全く同じでして、幾つかの言葉の質問ですとか、追加した方がいいとか、定義の確認が必要だという御指摘をここに書いてあるような言葉でいただいているのですけれども、議論する中でなくなったりする言葉も出てくるとお思いますので、議論した結果整理したいということが3です。4と5は、整理する必要はあるのですけれども、一方、明らかに重要だということで、追加した方がいいと判断できる言葉としまして4の「協力プログラム」と5の「プロジェクト形成」ということを認識していきまして、その定義の言葉としてここに書いてあることを提案させていただきたいと思っています。「協力プログラム」とは、特定の開発目標達成を支援するための

協力目標とそれを達成するための適切な協力シナリオをいう」。 「プロジェクト形成」については、「「プロジェクト形成」とは、協力準備調査のうち、有償資金協力、無償資金協力又は技術協力プロジェクトの個別案件の発掘・形成及び妥当性・有効性・効率性等の確認を行うものをいう」ということを提案いたします。

○原科座長 今のようなことで、「定義」のところはこのような修正を加えたいということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、これは全体がまとまったら、一番最後の段階、でき上がった段階で再度確認すればいいと思いますので、一応きょうはこういうことにいたします。

次は1. 4、1. 5に参りたいと思います。

1. 4、1. 5にかかわりましては、1. 5「JICAの責務」についての対応、それから御意見も1. 5に関して出ておりますが、ほかにも1. 4、1. 5でございましたら御発言いただきたいと思います。

まず、1. 4、1. 5で示されております満田委員からの御意見を御紹介ください。「JICAの責務」の部分です。

○満田委員 済みません、その前に1点コメントをし忘れてしまったのですが。

○原科座長 では、どうぞ。

○満田委員 1. 4の重要事項のところでございます。

○原科座長 それでは、1. 4に戻ります。

○満田委員 ここについて、前回、重要事項3の現JICAのフォローアップについては削除しましたという御説明を受けたのですね。私としては、フォローアップに該当する現JICAの枠組みでかなり重要な位置を占めているのがモニタリングかと考えておりました、このモニタリングの重要性については、JICA側もモニタリングを強化していくのだというような御姿勢を御説明いただきましたし、中間報告書でもモニタリングは強化すべきだというような内容になっておりましたので、ぜひこの重要事項の中に、モニタリングを強化するですとか、とにかくモニタリングというフェーズをきっちり環境社会面でも見ていくんですよということを掲載していただきたいなと考えております。

○原科座長 この件はどういたしましょう。そういう対応でよろしいですか。

○事務局（杉本） 表現等については検討させていただきますが、そういった形のを反映できるように内部で検討いたします。

○原科座長 それでは、表現等の御検討をいただくことにいたします。

○事務局（渡辺） 趣旨を確認させていただきたいのですが、この重要事項は特定の段階に絞った言及は余りしておりませんで、どちらかというと全体、一般的に適用されるような項目を取り上げているのですけれども、何かあえてモニタリングのステージだけを取り上げる必要があるのでしょうか。

○満田委員 モニタリングステージだけではなくて、重要事項2などを見ますと、早期の段階から環境社会配慮を実施する。要は、流れとしては、早期の段階からモニタリングの段階まで各段階で、当たり前のことではあるのですが、環境社会配慮を行うのだという姿勢を打ち出された方がいいのかなと考えた次第です。なお、現行のJICAのガイドラインでもこの重要事項の取り扱いは同じ考え方なのですが、「フォローアップ」というのを入れておまして、やはり意思決定した後の段階も重要なのだということに注意喚起するために入れたらいかがかと思いました。

○事務局（渡辺） そうすると、必ずしもモニタリング段階だけ注意しろという御趣旨ではなくて、準備段階から実施段階まで含めた取り組みをやっていくという御趣旨でしょうか。

○満田委員 考えとしてはそうなのですが、今、重要事項2で早期段階というのが入っているんで、モニタリングというものの重要性も言及したらどうかと考えています。

○原科座長 そうすると、重要事項2の次に新しい項目、3として「モニタリング」という項目を挙げたいということですね。

○満田委員 そうですね。場所としてはそこがいいのではないかと考えました。

○原科座長 そして今の3以降が4、5、6、7、8と番号が送りになる、そのような対応ですね。特にモニタリングにポイントを当てたいと。

○満田委員 はい。

○事務局（杉本） 済みません、確認をよろしいでしょうか。同じことを別な言葉での確認になってしまうかもしれないですが、心としては、ガイドラインの中で、特に審査段階での環境レビューにおける手順がいろいろと書いてあるのですけれども、そのみならず、実施も含めた段階についても重要な事項として着目していく、こういうことでも意図としては違ってないということよろしいでしょうか。

○満田委員 はい、そうです。

○原科座長 よろしいですか。

それでは、1.4に関してはそのようなことで、文言を考えてください。

では、1.5に行きます。「JICAの責務」。

○中委員 ちょっとその前に。

一言意見を述べさせていただきます。重要事項7の「迅速性に配慮する」という文言を基本方針として記載していただきました。中間報告でも記載していただいております。基本方針にも入れていただいたということを非常に高く評価します。この点は民間にとって大変重要な視点であると考えており、素案にもぜひ反映していただきたいということを、コメントさせていただきます。

○原科座長 中委員からは、きょう資料を、「迅速化を促進する上で支障とならない確認内容および手続きの確保について」という御意見もいただいておりますので、これもごらんいただきたいと思います。

○高梨委員 今の補足で、私どもの希望は、できれば「迅速化の要請に対処する」の前に例えば「事業実施に向けた」という用語を入れていただきたい。迅速化というのは何かというのがここだと若干不透明な感じもします。今、大きくODAが問われているのは、事業実施に向けた手続きその他に物すごく時間がかかってなかなか迅速化が図れないというところですので、そんな言葉を入れていただければよりはっきりするかなと思っています。

○原科座長 「事業実施に向けた迅速化の要請に対処する」、そのような表現にしてもらいたいということですね。

これに関してはいかがでしょうか。

○事務局（天田） 今の御趣旨は、事業の準備というだけではなくて事業の実施も含んで全体をとということでございますでしょうか。その趣旨で少し言葉は考えさせていただきますと思います。

○原科座長 今のようなことでよろしいでしょうか。環境社会配慮がおろそかになってはいけないので、逆にそちらの方も十分注意して考えないといけない。そうすると、「環境社会配慮を行いつつ」というのも表現を変えないとバランスがとれない感じがしますね。

「十分な環境社会配慮を行い」と、「十分な」とやりましょうか。そうしないとバランスがとれない。——要らない？では、もとのままでいいかな。私はそれが一番心配で、環境社会配慮がおろそかになっては元も子もなくなってしまうので、それはやはりきちんとしておかないとぐあいが悪いと思いますね。手続きの迅速化はむしろ当たり前なので、ここであえてこれを書くとなんかちょっと変なことになってしまうと思いますから。そんな心配もしております。

では、その辺は総合的に判断して文言を工夫してみてください。

1. 4のところではかに何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、1. 5「JICAの責務」のところで御意見をいただきたいと思います。堀田委員からもいただいていますね。堀田委員と満田委員。

では、まず満田委員から御説明いただいて、後で堀田委員の御意見を御紹介します。

○満田委員 1. 5の「JICAの責務」のパラ2です。5ページですね。そこに「協力事業を開始する際に」という言葉が入っているのですが、これは、意図としては、スクリーニングの段階というのは協力事業の準備段階、検討の段階なのかなと理解しておりますので、修正案といたしまして、「協力事業の検討を開始する際に」ということを提案させていただきます。理由としては、「開始する際」としたときに、協力事業についてもう意思決定をした後、いよいよ事業実施かなと読者に誤解されてしまうおそれがあるためです。

○原科座長 この点はいかがでしょう。

○事務局（上條） ウェブサイトを見ていただければわかりますけれども、調査をするときからカテゴリ分類していきまして、「実施」という言葉を使っていないというのもそういう気持ちです。ですから、「開始する際」という言葉を使ったのは、現行であれば「要請がなされた際に」というところだったのですが、要請がない場合もあるのでどうしようかということで、それを置きかえる言葉として「開始する際に」としました。ですから、もちろん調査をする準備段階も含まれるということです。先ほど、含まれないかもしれないとおっしゃいましたが、含まれるということです。

○満田委員 意図としてはもちろんわかっているのですが、要は、「協力事業を開始」というときに読み手が何を思い浮かべるかなというところです。私が前後の文脈なしにこれを見ると、事業の開始というのはもっと後ろの段階のことを思い浮かべてしまうということで、ガイドラインを通して読めばそういう誤解はないと思うのですが、ここだけを読んだ人のためにも、準備の段階ですよということがわかるようにした方がよろしいかと思いました。

○原科座長 今のはいいですか。「の検討を開始する」の表現で。

○事務局（上條） 私一人では決められないですけども、相談はします。

○原科座長 では、その辺は対応していただくということでいいと思います。

今の件はいいですね。

それでは、堀田委員から別の件ですが、お手元に資料がございますのでごらんいただき

たいのですが、きょうは御都合で出席できませんので、意見を事前にいただいております。

1. 5の「JICAの責務」の第3項です。ごらんいただきたいと思います。

「相手国と共同して」という表現を削除することになりまして、ここに書いてございませうように、それには合理性が認められると。しかしながらということで以下の懸念を示しておられまして、もうちょっと表現を工夫してもらいたいということです。懸念は、「プロジェクトの計画を策定する際に、環境社会配慮調査を行い報告書を作成するよう相手国等を支援する」のそれぞれの行為主体が明確でないということで、仮に「プロジェクトの計画を策定する際に、（相手国等が）環境社会配慮調査を行い（相手国等が）報告書を作成するよう（JICAは）相手国等を支援する」と解釈しますと、JICAは環境社会配慮調査の主体でもないこととなります。ということで、「環境社会配慮の支援」の中身といたしますか定義は、「相手国等に対し、環境社会配慮調査の実施……等の協力を行うことをいう」は誤解の余地があると。そこで、むしろ「環境社会配慮の支援」とは、相手国等による、環境社会配慮調査の実施……等に協力することをいう」等の表現の方がわかりやすいと。つまり、JICAが支援で調査と一緒にやるわけですから、その辺のJICAの責任があいまいになってしまうとぐあいが悪い。こういう声は現場から私もあちこちで聞いておりますので、堀田委員がおっしゃるのと同じように感じます。

「ところで上記iiの解釈に伴うより実質的な問題は、JICAが協力準備調査を実施する際に、その一部として環境社会配慮調査を含めることが論理的な矛盾になってしまう点にある。現実問題として今後JICAが実施する協力準備調査に環境社会配慮調査を調査委託先に対するTORから除くことは考えにくい。仮に協力準備調査に環境社会配慮調査を含める場合、手続的に「JICAの環境社会配慮調査報告書を参考に相手国等が自らの環境社会配慮調査報告書を作成した」と主張したとしても、実体として両報告書がほぼ同一であると認められた場合には上記i②の目標を達成しない」。

そんなことで、「JICAは環境社会配慮調査の主体でないという趣旨を項目間に齟齬が生じないように統一したとしても現実と乖離したガイドラインができあがる。したがって上記iiの解釈通りに原則を統一すること自体に問題があると考えべきである」ということです。

結論としては、最後の4行に書いていますけれども、「以上より、標記1. 5の第3項は「相手国（等）と共同して」という表現を残しつつ、相手国等の主体性を強調する表現に変更すべきと考える。上記i②の問題は、JICAの環境社会配慮調査に係る主体的責

任を完全に放棄するより、むしろJICAの審査機構を適切に構築することによって解釈すべきである」。そのような御意見でございます。「共同して」というところの表現ですが、そんなことでございます。

これに関しましてはJICAから対応が示されております。これを御説明いただきます。

○事務局（上條） 6に書かせていただいているのですけれども、前回の説明の中では、一義的には相手国が責任主体であるということとして、そういう趣旨で「共同して」とか「共同作業を通じて」という言葉を取っております。ただ、一方、開発計画調査型技術協力のところでは残していますという御説明をしたのですけれども、この御指摘も読ませていただいて、現時点では具体的にどういう文言にするかということはまだ提案できないのですけれども、環境社会配慮調査をJICAが行う部分ですとか、あと、開発計画調査型技術協力は前回も言ったとおりですけれども、そういう中で、文脈上ここは必要だろうというところは残すようにしたいと思っています。

○原科座長 それでは、文言をお考えいただいて、堀田委員が御出席のときに議論したいと思えます。それでは、この件はそのようにいたします。

千吉良委員、どうぞ。

○千吉良委員 この堀田さんの御指摘は本当に厳しいところを突かれているというか、あっちを立てればこっちが立たずみたいなどころがあって、実は我々民間の金融機関も最近では上流部分でもアドバイザーということでかかわって、その後、融資をするときに確認という形でかかわります。上流のかかわり方はもちろんJICAさんのかかわり方とはかなり違う部分があるのですけれども、必ず出てくるのはコンフリクトの問題で、要するに、上流でかかわっていて下流で融資できないというような話はなかなか通りにくい部分があって、堀田さんも御指摘のとおり、コンフリクトの話、最もクリティカルな話だと思うのですけれども、「JICAの審査機構を適切に構築することによって解決すべきである」と堀田さんはおっしゃっていて、要するにここのとこととセットにしないと、文言だけの問題では済まされないような気もいたしますので、コメントさせていただきました。お願いします。

○原科座長 上流でかかわって融資できないというのはどのようなことですか。

○千吉良委員 上流でいろいろアドバイスして、お客さんがそのとおりやったけれども、いざファイナンスする段になって、審査の人が目を変えて見て、やはりこれはできないと言ったときに、あなたがこうやれと言ったんじゃないかということになって、自己矛盾に

なってしまうのですね。中では上流でかかわっている人間がそのまま融資をするようにはなっていないで、そこはチェック・アンド・バランスで目を変えていますので、そういうことはえてしてある話なのですけれども、そういった問題がえてして現場では生じているということでございます。

○原科座長 そうすると、審査機構、ここでは審査諮問機関ということで設けていますが、そういうところが一貫してかかわっていれば判断の連続性ができるということになりますか。この審査機構というのはそういうことですか。つまり、部署が変わったら変わってしまうと困るので、第三者的な専門家の集団が一貫してかかわっていれば審査の一貫性も保たれるであろうという意味ですか、ここでおっしゃったのは。

○千吉良委員 必ずしもそうではなくて、第三者審査機関ももちろん上流からかかわってくれば、下流についても一貫した意見を述べなければいけないはずでございます。そこでは、上流で言ってきたことをお客さんがきちんと守ったら、下流では必然的に融資せざるを得ない。

○原科座長 ティアリングになりますよね。

○千吉良委員 なってしまうと思いますね。

○原科座長 ティアリングというのは、上の決定を下に反映するという意味ですけれども。

そういう意味で、私は審査機構はそういう役割もあるのかなと思います。「審査機構を適切に構築する」というのは、そういうことが大変重要だと思います。

どうもありがとうございます。

満田委員、どうぞ。

○満田委員 このパラ3についての堀田委員の御意見はよく理解できるところなのですが、私自身は、JICAが言っているように、あくまで環境社会配慮の実施主体は相手側にあり、確認する立場なのだということを、少なくとも最初の方の理念的なところでは明確に打ち出された方がいいのかなと考えているところです。

加えまして、私がこのパラ3についてちょっと気になっているのは、「プロジェクトの計画を策定する際に、環境社会配慮調査を行い報告書を作成するよう相手国等を支援する」、つまり支援の内容が「報告書を作成するよう」となっているところ、これは現行JICAガイドラインを最小限の訂正で済ませようとした結果こうなったと思うのですが、調査報告書の作成よりも、「環境社会配慮が適切に実施されるよう」、あるいは「環境社会配慮がプロジェクトの計画の中に統合されるよう」というように、この辺はJ

I C Aとしての立場を書いているところなので、より内容面を打ち出された方がいいのかなと考えます。

○原科座長 例えぼどんな表現になりますか。

○満田委員 「プロジェクトの計画を策定する際に、J I C Aは環境社会配慮が適切に実施されるよう相手国等を支援する」というような内容ではいかがでしょうか。

○原科座長 ほかに御意見どうでしょう。そのための必要な調査を支援するとか、そのような……

○満田委員 調査というのはそのためのものだと考えています。

○原科座長 いかがでしょう。そのような格好で少し表現を変えましょうか。

○事務局（天田） 御趣旨はおっしゃるとおりかと考えてございまして、まず環境社会配慮の主体は相手国等であり、J I C Aといたしましては、先ほども上條から申し上げましたように、環境社会配慮調査の実施は行いますので、そういったものを通じて相手国等を支援してまいります。今の最終的な表現のところは検討させていただきますけれども、御趣旨としまして、相手国が環境社会配慮の主体であって、J I C Aがその調査等を通じて環境社会配慮をきちんと確認・支援していくのだということで表現を工夫させていただきたいと考えます。

○原科座長 今おっしゃったような形が近いと思います。

どうぞ、高梨委員。

○高梨委員 1点だけ補足させていただきますと、これは現場ではいつも悩む問題で、地方へ行けば行くほど、環境社会配慮に対する知識や経験が物すごく限られたカウンターパートがほとんどだと。その中でどうしても調査団がリードしていかざるを得ない。さはさりながら、ここで言う報告書というのはE I Aレポートのことだと思うのですが、本当はその結果をある程度縦覧するといえますか、現地である程度パブリックコンサルテーション等々をするには、通常J I C Aとの契約では報告書を作成して一応それで調査団は終わりということになるものですから、本来なら向こう政府がそれをもって再度関係者に縦覧するという形を置いて、それでコメントをもらった形で最終的なE I Aをつくるというプロセスがあると思います。そういう面で今まではよく誤解されて、J I C AもE I Aレポートをつくっているのだというようなことがあったわけですが、そこをしっかりと分けて、そうではなくてあくまでもそのお手伝いをするのですよということでこのような表現になったというところがありますので、そんなことも勘案して文章化していただ

ければと思います。

○原科座長 では、今の御意見も反映するような形で文言を考えてください。

吉田委員、どうぞ。

○吉田副座長 今のことに関して、事業主体は当然相手国ですよ。したがって、環境社会配慮も主体は相手国という原則だと思うのです。特に J I C A の責務というときに1つだけ頭に入れておかななくてはいけないのは、有償資金協力のときに起こることで、社会配慮もうまくいなくて、事業そのものも失敗したという場合に、途上国は借款はきちんと返さなくてはいけないですよ。そういう意味においては、J I C A は全く責任を問われないという構造、原理を我々はきちんと留意しておく必要があると思います。

○原科座長 今のはおわかりでしょうか。途上国の責任であるから、あとは相手の責任で、J I C A はそれ以上は……

○吉田副座長 返済に関してはそういうことですよ。

○原科座長 貸した方の責任はないと。

○吉田副座長 今のところ、問われたことはないですね。

○原科座長 だけど、それでいいのかという意見もあるかもしれないですね。日本におけるいろいろなケースを見ると。

○吉田副座長 それは当然、途上国の失敗したプロジェクトを抱えている人は、おかしいと。審査もしたでしょう、あなたたちの合意に基づかなければ一步も動かなかった、審査をして、しかもきちんと認可して、それで責任は全くとらないんですね、おかしいんじゃないですかというのは、途上国で私も何回も言われましたよ。

○原科座長 銀行がいろいろ貸して、後で失敗したなんていうのは結構問題になりますね。貸した方の責任は全くないとも言えないところがあるかもしれない。難しいところです。どうでしょう。これは考えると難しい問題かもわからないですね。

では、そういう問題もある、基本的にはそういうことだという形で。

○事務局（天田） 今、副座長おっしゃいましたように、我々としては日本国民の税金として返済をきちんと受ける責任がございますので、そこは当然、J I C A として事業達成の見込みがあることを確認してお金の貸し付けを行うわけでございますが、仮に何かしらの事情でその事業に支障があった場合であっても、借款の資金につきましては返済していただく必要がある。

○原科座長 それはそうですね。だから、貸し倒れになった場合は貸した方の担当者の責

任も問題だというようなことはよくありますよ。そういうことを考えないといけないかもしれないということでしょうかね。ちゃんと判断して、有効なところに貸さないとだめだということですよ。JICAの仕事にはこういう新しい分野が入りましたので、重要なことになってまいりました。

それでは、今の部分はよろしいでしょうか。大体議論を尽くしたと思いますので、御意見を反映するような形で文言を修正してください。

次に参ります。1. 5の部分でほかにございますでしょうか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 1. 5の4のところですが、現在、相手国が行うモニタリングを確認するという表現になっています。「モニタリングを確認する」という表現ですと、何か相手国政府が行うモニタリングを見て、はい、これはそうですね、そうですねと事実認識だけを行うようなイメージを持つのですけれども、そうではなくて、本来JICAとしてやるべきことは、現状を見て何か問題があった場合には、それに対する解決策のために働きかけをし、ガイドラインを遵守することを確保することだと思いますので、「監理」という言葉を置きかえるかどうかという議論はまたあるにしても、「モニタリングを確認する」というだけでは少々弱いのではないかと思います。

○原科座長 今の点はいかがでしょう。「モニタリングを確認する」というだけでは不十分ではないかという御意見です。「相手国等が行うモニタリングを確認する」。これはどうでしょう。ここまでがJICAの仕事と考えたらこれでいいと思いますけれども、今の御意見のようなことであれば表現を変えなければいけないと思います。

○満田委員 モニタリングについては、後ろの方で、JICAがみずから調査を実施することもあると書いてあるのです。ですから、今の清水委員の懸念もありますので、「相手国等が行うモニタリングを確認するとともに、必要に応じてみずから調査を実施する」というような文言を加えられたらいかがかと思いました。

○原科座長 今のような文言をつけ加えた方がいいのではないかという御意見ですが、JICAとしてはそのようなことでよろしいでしょうか。「とともに、必要に応じて調査を行う」というようなことでよろしいでしょうか。

○事務局（渡辺） 既にⅢのところに対応はどういうことをやるかというのは書いておりますので、もともとここで書いてある「確認」というのは、何か文章を読むだけではなくて、確認した結果何か対応することはあり得るという趣旨で書いておりますけれども、御

指摘の趣旨を踏まえて文章は検討させていただきたいと思います。

○原科座長 では、むしろ、「確認して、必要があればしかるべく対応する」、そんな表現の方がいいかもしれないですね。確かに中身はいろいろあります。

○事務局（天田） 内容的には19ページになりますね。

○原科座長 そうですね。内容はね。もうちょっと一般的な表現にした方がいいのではないかという感じがいたします。それでは、そのような方向で少し修正してみてください。

ほかにございますでしょうか。

○高梨委員 前回もちょっと指摘させていただきましたけれども、フォローアップというのはこれから協議するということですが、現行のあれでは、特にJICAさんのあれだったのであれですけれども、日本が協力した事業そのものが全体的に終わった後も必要に応じてフォローアップするというようなことはどこかに入れておいた方がいいのかなと思っています。再度指摘だけしておきたいと思います。

○原科座長 そうすると、項目を1つ追加するようなことになりますか。

○高梨委員 本当に事業が終わって手が離れた段階でも、しばらくたってからのフォローアップというのはどうしても必要ではないかと思うのです。

○原科座長 それは確かにそうですね。ODAのあり方としてそういうことになります。協力事業が終わってから、しばらくたってレビューしてみる。それはどんな表現にしたらよろしいでしょうか。

○事務局（杉本） ありがとうございます。今の御指摘の点ですが、現行JICAガイドラインにあります意味とは別の意味でのフォローアップという御指摘かと思っておりますけれども、一方、先ほど、モニタリングの強化ということでいただいている御意見もありまして、そういう完成後のフォローアップをモニタリングに含めた形で整理した方がいいのかどうか、その点をこちらで検討させていただいて、具体的な文案を検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

○原科座長 ということは、4番の文言の修正で対応することを考えるということですか。私は、10番になる、新しい項目になるような感じを受けたのですが、6ページですね。9番の次に。全体が終わってから。段階が随分違うので。

○事務局（杉本） そういった形で、1.5の中に整理する形がいいか、もしくは、先ほど1.4の基本方針のところでもモニタリングという御指摘がありまして、そこで文案を検討するという事も申し上げておりますが、こういった形で含めるのがいいのかという

ことも含めて検討させていただければと思っております。

○原科座長 今の高梨委員の御意見は、JICAの責務としてその後のことをしっかりチェックする必要があるのではないかという御意見なので、私は1.5の10、項目に挙げた方がいいように思いましたけれども、ほかにもし御意見があればお願いいたします。

○吉田副座長 そのとおりで、やはり説明責任というのがあるから。環境社会影響調査というのはどちらかというと事前調査に力点を置かれているのですけれども、やはり事前とモニターとフォローアップというプロジェクトサイクルというのも1つきちんとした責務としてあって、それがあって初めて国民にも説明責任ができるというロジックではないですかね。

○原科座長 そうですね。国民に対する説明責任という点で重要な意味がありますね。これはむしろ積極的にやられた方がよく理解が得られていいと思います。では、そのようなことで御検討いただきたいと思います。

1.5は大体よろしいでしょうか。

では、1.6「相手国等に求める要件」。ここでは満田委員からいただいております。

では、御説明ください。

○満田委員 1.6に関してはコメントが2つあります。

1点目のコメントですが、パラ2に関して、現行のJICAガイドラインは、「JICAは、要請案件の採択の可否の検討や、協力事業における環境社会配慮の支援と確認を行うに際して、別紙1に示す要件を相手国政府に求め確認する」となっているのですが、この「要請案件の採択の可否の検討や」という言葉を、このとおりではないにしろ、同じ趣旨の言葉を残したらどうかということをご提案させていただきます。理由は、実情はいろいろあると思いますが、環境レビューの一番の目的は、有償協力事業あるいは無償協力事業その他の協力事業を環境社会面から大丈夫ですねということを確認して意思決定につなげていくことにあるのかなと。であるのならば、この別紙1というのは非常に重要な位置づけでございまして、相手国政府にもこの別紙1の要件が案件の採択の可否にかかわるのだなということをご明らかにするためにも、この下線部に準ずるような表現は残すべきであると考えました。それが1点目です。

2点目ですが、パラ3とパラ4について、今、環境影響評価の公開に係ることをパラ3、パラ4で書いてあるのですが、これは重要なこととはいえ、後段で出てくる部分、別紙1とかと実は重複しているのですね。もう1つは、環境社会影響のみならず、今次の一連の

議論の中で、環境社会配慮にかかわる重要な文書、住民移転計画や先住民族計画などをより公開ということが盛り込まれていると思いますので、環境影響評価だけを取り出して相手国に求める責務のところをハイライトすることによる誤解をむしろ恐れていまして、これを読む相手国政府が自分がやるのは何だろうと思ったときに、環境影響評価に係る要件ですとか事業に係る要件がより具体的に書いてある別紙1なり別紙4を見てくださいということをご希望か。つまり、コメントとしては、パラ3、パラ4はここでは削除された方がわかりやすいのではないかとということでございます。

○原科座長 それでは、まず2の方に関しましていかがでしょうか。JICAのお考えはどのようになりますでしょうか。「要請案件の採択の可否の検討や」という表現を残す工夫をしてもらいたいということですが、今は削除になっております。これはもとはあったのですが、内容が変わったので削除なわけですが、この部分はどのような対応をお考えになりますでしょうか。

○事務局（上條） 後でまた満田さんと確認しながら考えるということでもいいでしょうか。

○原科座長 では、これはまた確認していただいて、お考えください。

○事務局（渡辺） 1点確認させていただいてよろしいですか。基本的には現行のJICAガイドラインだと案件採否は外務省にあって、その上で協力事業が実施されるということと書き分けられているところがありまして、新JICAですと、逆に「環境社会配慮の支援と確認を行う」の中に環境レビューも含まれるのは自明と考えているのですが、例えば環境レビューが入ることを明らかにわかるようにした方がよいという御趣旨でしょうか。

○満田委員 私の提案としては、別紙4を加えてくださいという提案を先ほど言い忘れてしまったのですが、別紙1なり別紙4なりの、相手国に求める事業の環境社会配慮なり環境影響評価の要件は案件の可否の検討のときに確認しますよということをご希望か。

○原科座長 そうすると、このところでは今のことをもうちょっとストレートに書いた方がいいのかな。

○満田委員 提案としては、現行JICAの、「要請」という言葉を残すかどうかはともかく、「案件の採択の可否の検討や」という言葉を残されたいかがかと。

○原科座長 2のところは、要請案件の採択の可否の検討のためにこういう情報が重要ですよということをもっとクリアに書いた方がいいと。

○満田委員 このパラ2の「JICAは、」の後に「要請案件の採択の可否の検討や、協力事業における環境社会配慮の支援と確認を行うに際して、別紙1に示す要件を相手国等に求め確認する」という文案ではいかがでしょうか。

○原科座長 では、外した部分を復活ですね。

○満田委員 そういう提案です。

○原科座長 「JICAは、要請案件の採択の可否の検討や」、あとは「協力事業における」以下のとおりになります。だから、採択の可否の検討のところも1つクリアに入れておく。

○事務局（天田） 御趣旨としましては、当然私どもも協力事業を意思決定する際に別紙1のところを確認して行うということですので、同じところを指していると考えております。表現ぶりにつきましては、今御指摘いただいたところも踏まえてもう一度御相談させていただいて、考えさせていただきたいと思います。我々がここでそこを外したことによって別紙1を考えていないのではないということは御理解いただいていると思いますので。

○原科座長 むしろコミュニケーションですね。別紙1の意味がよくわかるように書いていただいた方がいいのではないかということだと思います。では、そのような方向でお願いしたいと思います。

もう1つ、今度は3と4のところ、これは環境影響評価文書だけ示してあるので、特に住民移転計画は随分議論してまいりましたし、先住民族計画もそうですね。こういうことは大変重要なので、そういう誤解を与えないような形にしてもらいたいということです。この件はいかがでしょう。

○事務局（杉本） 御指摘の点は、確かにこの文章のみを見ていくとそういったことも出てくるかなとは思いますが。特に、「相手国等に求める要件」ということで、相手国が何をしたらいいのだろうということですので、今、修正案ということで、ここに全部盛り込むか、もしくは参照するものを具体的に別紙の幾つという形で指すかということで御提案いただいていると理解しておりますが、この点については御指摘のとおり後の段で具体的に確保している内容と同じですので、こういった形がこの理念のIのパートの書きぶりとしてふさわしいのかということも含めて書き方を検討したいと思います。

○原科座長 吉田委員、どうぞ。

○吉田副座長 結局バランスの問題で、1.5で「JICAの責務」と言っていて、それに対応する形で相手国の要件というのがあると思うのですね。ですから、ボリューム的に

も、事業主体は相手国、環境社会配慮も相手国という原則があるわけですから、これを見るとバランスが、JICAの方がすごく多くて、要件が少なく、JICAの支援するところが何かというのよく見えてこない。ですから、1.5と1.6を対比するような形で両方読むとすっとわかってきて、なるほど主体はこちらで、こういう場合はJICAが支援するのだというのが見えてくるような書きぶりがいいのではないのでしょうか。ということは、満田さんの言っているようなこともかなり適用するようになると思います。

○原科座長 それからもう1つ、確かに「環境影響評価文書」という表現が誤解を与えますね。今の1.6の3のところですが、「環境影響評価において作成される各種文書や報告書」と書いてあるので、もうちょっと幅広い概念だと思うのですが、これを「環境影響評価文書」と表現してしまったので、狭くとらえられてしまうおそれはあります。これは工夫しないとだめですね。では、これはそういう工夫をお願いします。

それから、今、吉田委員がおっしゃったようなことになると、項目もちょっとふやすようなことになりますか。

○吉田副座長 そうですね。

○原科座長 そうすると、項目を倍ぐらいにしないと合わなくなってしまうか。そういう表現の方がいいのではないかという御意見ですが、この点はいかがでしょう。

○満田委員 確かにおっしゃることはごもっともなのですが、この「相手国等に求める要件」というのは実は別紙1のところはかなり具体的に規定されているので、重複を省くという意味では、別紙1、別紙4を参照するような形の方がすっきりはするかと考えているのです。ただ、対応を考えたとき、1.5の「JICAの責務」のところ、責務というか手続なのかもしれないですが、別紙1を相手国がリファーするのと同様に、JICAも後段のⅡとかⅢとかのプロセスとか手続をリファーするような形にするとバランスはとれるのかもしれないと考えています。

○原科座長 別紙1と別紙4の順番を、別紙4を別紙1の次にした方がいいということでしたけれども、そのこともあわせて。

○満田委員 はい。ささやかな提案なのですが、相手国に求める要件というのは、別紙1と別紙4の環境影響評価の項目の最初の方に環境影響評価の公開ですとかコンサルテーションについて書かれているパートがありまして、そこも別紙1と同様に相手国に見ていただきたいと思う項目なので、順番的には近い場所にあった方が。別紙2と別紙3は明らかにマニュアル的な、JICAの内部で使うような資料になっているので、順番については、

別紙1の後に別紙4の方がわかりやすいかもしれないと思いました。

○原科座長 ただ、別紙3はスクリーニング様式ですので、これも途上国にとって重要なものになるのではないですか。スクリーニング様式はJICA内部だけのものではないですよ。これはむしろ事業主体の方が重要なことではないかと思えますけれども。

では、順番はまた後で検討しましょう。この段階ではそのことに関してはペンディングにしておきましょう。別紙の議論のときにもう一回並べ方を考えましょう。

それでは、この部分は今のようなことで対応していただくことにいたします。

次に参ります。1.7「対象とする協力事業」。これに関しまして満田委員から御意見をいただいております。どうぞ。

○満田委員 1.7の「対象とする協力事業」、これは1つの、こういうのも一案だという提案なのですが、協力準備調査もガイドラインの対象だということを明らかにした方がいかなと思って、その旨事務局に提案させていただいたのですが、1.7について、タイトルが「対象とする協力事業」となっているので、協力事業として名称が5つ挙げられている。要は、本体——本体ではないものもありますが、その協カスキームの名前を挙げたという御説明だったのです。とはいうものの、協力準備調査もガイドラインの重要な対象だということを明らかにするために、タイトルを「ガイドラインの対象」として、協カスキームを5つ挙げて、その中の協力準備調査も含むというような書き方はどうでしょうという提案でございます。

○原科座長 どうでしょう。「ガイドラインの対象」という表現にして、協力準備調査を明示的に出した方がいいと。

○事務局（上條） 私たちは、協力準備調査はここに書いてある協力事業の中に含まれているという理解なのですけれども。「ガイドラインの対象」という言い方だとぼやけてしまうのではないのでしょうか。

○満田委員 それも言われてみればもっともかもしれませんので、ここについてはこだわりません。

○原科座長 私も上條さんがおっしゃったような感じを持ちまして、「対象とする協力事業」で中身は含まれているので、これでよろしいと思えますけれども、いいですか。では、これは原案のままです。

どうぞ、吉田委員。

○吉田副座長 この「無償資金協力（国際機関経由のものを除く）」というのは具体的

にどういふものでしたっけ。

○原科座長 これは世銀とか国連とか、そういう意味ですか。

○事務局（天田） 世銀というよりは、例えばユニセフですとか、そういったところになります。

○JICA（植嶋） 企画部の植嶋でございます。具体的に申し上げますと、WFPとかユニセフ、UNDPといった機関が挙げられます。主に人道支援関係のプロジェクト。資金を拠出するような形になります。

○原科座長 いいですか。それでは、そういうことを確認していただきました。

では、1. 8「緊急時の措置」。これも御意見をいただいておりますので、御説明ください。

○高橋委員 このポイントは、もともとのオリジナルが、審査諮問機関に諮問を依頼するということと情報公開という2つがあったのが、今度新しくなることによって、JICAさんから出てきたものでは「審査諮問機関に報告する」となっていて、緊急時の対応方法が諮問から報告になり、情報公開も少し弱まっているのではないかというのが、私たちNGOの懸念です。審査諮問機関も緊急の場合の対応方法についても諮問を行うべきだと思うし、情報公開もこれまでどおりのレベルで行うべきだということで、修文をお願いしたいということです。ここに出させていただいたのは、「事前に審査諮問機関に報告し、公開する」という文言にすることで、先の2点を読み込んでいただこうと思っていました。それに対してJICAさんから出てきた修正案が、「報告し、必要な場合は助言を求め」となっています。ということは、まず対応方法については、必要な場合は諮問機関に助言を求めるとしてありますが、緊急性のことを考えると、あまり諮問機関の結果を待っていたら時間が足りなくなるだろうということを考えた上での文言かなと思いますが、この点についてはこの表現でいいかなと思っています。ただ、もう一方の情報公開についてはやはりもう少ししっかり書き込んでいただきたいと思っております、具体的には、「助言を求め、関連する情報は公開する」というような書きぶりできちんと情報公開について明記していただきたいと思っています。

○原科座長 ありがとうございます。

それでは、今の件はどうでしょうか。

○事務局（上條） 審査会に関しては既に情報公開されていますので、また審査会のところで該当する記述もあるので、これは前回も御説明したのですけれども、別に情報公開を

狭めているという意図は全くなくて、重複しているところをそこまで書かなくてもいいのではないかという、それだけの意図なのですからけれども。

○原科座長 今の件はそういうことでよろしいでしょうか。

満田委員からもいただいているのかな。今のでいいですか。

○満田委員 趣旨としては高橋委員と同じです。

○原科座長 今の御回答でよろしいですか。「審査諮問機関に報告し、必要な場合は助言を求める」ということでよろしいですか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 運用上の話として、今、上條さんがおっしゃられたことは事実としてあるということは理解しましたし、今回のガイドラインでそれを情報公開しないということではないということも理解しました。一方、運用上そうなっているからガイドラインに書かなくていいかと申しますと、私としては、今後、担当者の方がかわったときに、情報公開について何も書いていなかった場合、本当にその担当者の方もそれを引き継いでくれるのかどうかというところは懸念されます。したがって、ガイドラインにそこまで書くかどうかという議論もありますし、さらに言えば、もしもガイドラインに書かないのであれば、審査諮問機関のポリシーとして、そういう場合にはきちんと情報公開をするということを書いておくことが重要だろうと思います。

○原科座長 そのような場合というか、原則全部公開になるのでその懸念はないと思いますけれども、説明を丁寧にするためにここに書いても悪くはないですよ。そういう感じだと思います。

○事務局（上條） そうしますと、ここでいただいている文章の「報告し、公開する」の趣旨を生かすようにという理解でいいでしょうか。

○原科座長 「報告し、必要な場合は助言を求め、その結果を公開する」ぐらいでいいのではないですか。それは当然やることですから。でも、ここで書いておいた方が丁寧ではありますけれども。

どうでしょう、高橋委員。

○高橋委員 今の原科座長の修正で基本的にいいと思っています。

それで、今、清水委員からも言っていたように、緊急のときの情報公開は極めて大事だということを改めてここでもきちんと強調する、その姿勢も示すという意味で「情報公開」という文言を入れていただきたいと思っています。

- 原科座長 では、そのようにしてください。
- 吉田副座長 「事前に」は入っているのですか。
- 原科座長 「事前に」という文言も必要ですか。「緊急の判断と実施する手続きを」ということは事前という意味ですけれども、「事前に」を加えた方がいいですか。
- 高橋委員 基本的にあれば望ましいと思っておりますが、今みたいに読み込めるのであれば、特にこだわりません。
- 原科座長 どうしましょう。この際これも入れておきますか。「事前に」と。
- 事務局（上條） ただ、「緊急時」にもいろいろあるのではないかとということもちょっと心配してまして。ただそれだけなのですけれども。
- 原科座長 事前にできない場合もあると。
- 事務局（上條） ちょっとずれてしまうとかいうことはあり得るのではないかと考えています。
- 吉田副座長 「事前に」の「事」は、どういうことが「事」なんですか。そこまでいっちゃうんだよね。何が事前なんですかと。緊急というのは非常に緊急だから、そこをどう理解しているかで随分変わってしまうのかなと。
- 原科座長 「緊急の判断」かな、この「事」は。
- 事務局（杉本） 極端な場合ですと、今回の豚インフルエンザではないですけれども、一夜にしてレベル5に上がった、6に上がったということがもし出たような場合に、そこで委員の方に連絡して、どうしようというのなかなか……。極論かもしれないですが。
- 原科座長 北村委員、どうぞ。
- 北村委員 外務省の北村でございます。現行ガイドラインを策定した当時のこの文言を巡る議論は承知していませんが、多分そういう一連の議論を終えた結果として「早期の段階において」というのが入っているのではないかと思いますので、少なくとも重複して入れる必要はないと思っております。つまり、事前、事後の論点のところでは結論がでなかったもので、できるだけ早く出すというニュアンスがこの「早期の段階において」という文言に集約されているのではないかと推測はされます。
- 原科座長 では、「早期の段階において」の後に点を入れましょう。そうすると今のことがクリアになりますね。「早期の段階において、……を審査会に」。そうしましょう。では、点を入れていただくことにして、「事前に」は書かなくてもいいとしましょう。あ

りがとうございました。

1. 8は終わって、今度は1. 10ですね。「審査諮問機関」です。これはJICAの方で対応をお考えなので、御説明ください。

○事務局（上條） ここは、現在、環境社会配慮審査会というものがございまして、それと違う名称を使う必要もないと思いますので、環境社会配慮審査会に変更した方がいいという提案です。

○原科座長 千吉良委員、どうぞ。

○千吉良委員 これは以前もコメントしたことがあるのですがけれども、私自身は「審査」という言葉はとれないというか、この言葉にこだわりがあるように見えるのですがけれども、金融機関に勤めている私の感覚としては、審査というのは資金協力を行う主体であるJICA固有の業務であって、本来第三者にゆだねるようなものではないと考えます。ガイドラインの中でこの機関の責務は助言だとうたっているのですから、「助言委員会」とか、そういう言い方がいいのではないかと思いますけれども、もしこの「審査」という言葉にこだわられる理由があれば、お聞かせいただければと思います。

○事務局（上條） 特にこだわってはいないのでありますが、そういう言葉を使っていますということなのでありますけれども。

○原科座長 そういう意味では「審査諮問機関」の方が機能ははっきりしますね。諮問するのだから、審査はJICAがやる。それに対する諮問ですから。諮問は助けてくれという意味ですからね。「審査諮問機関」は、そういう意味でこういう表現にしております。

○千吉良委員 「審査諮問機関」だと、審査が諮問する機関だというようなことなのでしようけれども、「審査会」になると、本当に審査をしている委員会という感じですよ。ちょっとそれは……。

○原科座長 私もそう思いますので、「審査諮問機関」という表現の方がいいような感じを持っています。ただ、世の中の通例は「審査会」という言葉を結構使っています。正確に言うと「審査諮問機関」の方がいいと私も思いますが、地方自治体は、表現としては「審査会」というのが多いものですから。

○吉田副座長 これもさっきの議論なのでありますが、今、千吉良委員がおっしゃったように、今まではグラントのJICAだった。それが有償資金になって、焦げつきが起き得る。そのときの責任の所在というところまで入ってきてしまうので、第三者が審査をするというのは、そういう難しい局面になったときにどう説明するのだろうかという危惧は残っ

てしまうのですね。そういう意味で、私は千吉良委員のお考えに賛成します。

○事務局（上條） 「環境社会配慮助言委員会」でよろしいでしょうか。

○原科座長 「助言」はちょっと弱いので、私は「審査諮問機関」でいいと思っています。今のままで。ただ、今、会の名前を「審査会」としているのを再考する必要があるかもしれないけれども、機能としては審査諮問だと。

○千吉良委員 そこはお任せいたしますけれども、もし委員の考えにある程度同意していただけるなら、その辺を考えていただいてということで。私はただ単にコメントしただけですので、こうでなければいけないということはないと思います。

○原科座長 ただ、ここで「審査会」と使ってしまうと、それに引っ張られてしまうから、「審査諮問機関」ぐらいにしておいた方がいい。諮問するのだということがわかるようにした方がいいと思いますね。

○事務局（上條） ただ、私たちとしては、後でまた出てくるのですけれども、「諮問」という言葉よりも「助言」という言葉にしたいという提案もあるのです。この1. 10の文章を読んでいただければ、これは今ある文章そのままなのですけれども、「助言を得るために」という言葉にしていますので、私どもとしては、できたら「助言」という言葉で統一したいと思っていますのですけれども。

○原科座長 では、「審査助言機関」、審査のための助言をすると。

○事務局（天田） あるいは「助言委員会」ということで、もう委員会の名前にしてしまってもよろしいかとは思いますがけれども。

○原科座長 どうでしょう。御意見はほかにございますでしょうか。

では、これは誤解のないよううまい表現を再考しましょう。

それでは、Iが終わりました。I全体でほかにございますでしょうか。

では、一区切りつけましょう。これで水入りにします。ちょうど2時20分になったので、10分ほど休憩をとって、2時半から再開したいと思います。休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

○原科座長 それでは、おそろいになりましたので再開いたします。

II 「環境社会配慮のプロセス」。

まず2. 1 「情報の公開」の部分から参ります。

その前に、「環境社会配慮のプロセス」の「プロセス」という言葉がちょっと不適切ではないかという御意見もいただきましたけれども、議論の結果、「E I Aプロセス」といった表現もありますので、「プロセス」で特に問題はないということになったかと思えます。J I C Aの対応もそのようなことできょうメモをいただいておりますが、「一方、記載の順番をE I Aプロセスの時間的経過に即する」ようにした方がいいという御意見です。これを御説明ください。

○事務局（上條） これは、「プロセス」という言葉でいいのかという御指摘を受けまして、前回の委員会が終わった後、いろいろなテキストなんかも見てみたのですが、そうしたら英語で「EIA process」というような言い方もしてまして、これは御指摘があったのは吉田先生だったものですから、そのことを吉田先生にもお伝えしたら了解ということだったと理解してまして、「プロセス」という言葉でいいのではないかと。

そのときにふと私も気づきまして、「プロセス」という言い方をすると普通は、順番というのでしょうか、E I Aの順番、フローですね、スコーピングから始まるようなフロー、そういう説明を私が読んだテキストもしていたものですから、そこでふと気がつきまして、手順に従って並べた方が読む人にとってこのIIのところのわかりやすいのではないかと、今ある項目を、ここに括弧で書いたように、「カテゴリ分類」、「環境社会配慮の項目」、「情報の公開」という順番に並べかえる方が読む人はわかりやすいのではないかなと思えました。

○原科座長 並べかえる方がいいかもしれないですが、この順番がいいかどうかは検討した方がいいですね。「J I C Aの意思決定」が一番最後だと思います。それから、「情報の公開」は一般的なことなので、一番前か一番後ろということもある。一番前でもいいかもしれないですね。その後、「カテゴリ分類」、「環境社会配慮の項目」、「現地ステークホルダーとの協議」、その次に「社会環境と人権への配慮」、「参照する法令と基準」といろいろあって、「審査諮問機関——これは諮問機関ではなくて助言機関でしょうかね——による助言」、それから「J I C Aの意思決定」ではないかと思えます。あとは「ガイドラインの適切な実施と遵守の確保」ということだと思います。そんな感じもしますけれども、これは主観の問題だから。

では、そういうこともありますので、少し並べ変えるということによろしいでしょうか。

「情報の公開」が一番最初がいいと思います。これはよろしいですか。一般的なことなので。情報の公開は各段階に出てくるので一番最初がいいかなと思ったのですが、
「プロセス」という言葉には合わないかな。「情報の公開」を逆に一番後ろに書くという手もありますね。

○事務局（上條） そうですね。実際の手順を想定してみただけなのですが、まず環境社会配慮の最初の仕事はカテゴリ分類をすることであろうと。その後スコーピングするということであれば、項目を何にするか決めることになるのではないかと。その結果を情報公開して、ステークホルダーの人とのミーティングもしてと、そこまではそういう順番かなと思ったのですが、あとはなかなか順番をどうしようというのはなかったので、現状の並び方も前から順に並べておいただけなのです。ただ、わかりやすい順番に並べた方がいいのではないかなとは思っているのですが。

○原科座長 そうですね。

○吉田副座長 今回の情報公開みたいいろいろなところへ出てくるというのは、ほかのものもあると思うので、要するにまくら言葉的に、プロセスに入る前に基本理念のあれがあって、それから重要事項というのがあって、そういうものを踏まえてと言っておけば重複しないで済むのではないかなと思うのです。重要事項の中に入っているし、JICAの責務も、相手国の要件も、そういうことを踏まえていよいよプロセスに入るという形にした方がすっきりしてわかりやすいという気がしたのです。

○原科座長 ということは、「情報の公開」というのは、Ⅱのところではなく、ほかで書いた方がいいということになりますか。それともⅡの頭でいいと。

○吉田副座長 プロセス全部に適用するとすれば、Ⅱの最初、入る前にまくら言葉みたいにした方がと感じたのですが、情報の公開というのは重要事項の第1番目にたしか挙がっていたと思いますし、当然そういう重要事項に留意してということですよ。それでは弱くなってしまいますか。

○原科座長 どうでしょう。御意見を聞いてみましょう。

どうぞ。

○満田委員 確かに吉田先生、原科先生御指摘のとおり、時系列によらない重要事項的なものと手続的なものが2つあるので、例えば時系列によらない情報公開だの協議だの項目だのを最初の方に持ってきて、あとは時系列によるものを並べるというのも1つの案かなと思っております。いずれにしても、事務局の方で検討されるとのことですので、それを

見て再度確認したらいかがでしょうか。

○原科座長 では、そうしていただきましょう。

それでは、いろいろ御意見をいただきましたので、そういったものを勘案した上で再度御検討ください。この件はそういうことにいたします。

現在の順番で参りますが、次は2. 1「情報の公開」。これに関しまして御意見をいただいておりますので、御説明ください。

○満田委員 このⅡの「環境社会配慮のプロセス」は、前回の事務局の御説明によると、スキームによらない、スキーム横断的な共通事項を書いているのだという御説明でした。

2. 1「情報の公開」についてですが、またⅢで議論になると思うのですが、情報公開の基本的なやり方として、環境レビュー段階及びモニタリング段階において、相手国等から入手した環境社会配慮に関する主要な文書を公開するということは中間報告書なんかに書かれているわけです。翻訳版については決着がついていなかったと思いますが、コメントとしては、2. 1の中に、この環境レビュー段階、モニタリング段階における環境社会配慮に関する主要な文書の公開ということを入れてくださいというコメントです。内容については、その翻訳版をどうするのかというのはⅢのところの議論によると思いますので、それを踏まえた上で、スキーム横断的な事項として、要は各段階で環境社会配慮に関する文書を公開するのだということをごに盛り込んでいただけたらと思います。

○原科座長 その場合は今の2. 1の最初に入れるわけですか。

○満田委員 順番までは考えていなかったのですが。順番については事務局の御検討にお任せしますが、最初の方はどちらかというとな理念的なことを書いていて、後ろの方により具体的なことが書いてあるようなので、そちらの方にした方がいいのかなと思います。

○原科座長 真ん中辺ぐらい。6番の後ぐらいかな。

今の件はいかがでしょう。JICAの御担当の方はどのように考えますか。

○事務局（天田） 内容的には、こちらはまさに御指摘いただいたようにⅢの3章の方で御検討ということになっているかと思っておりますので、それを踏まえた上で何らかの記載をこちらにするということではいかがでしょうか。

○原科座長 では、この先の段階で対応していただくようにいたします。

それでは、2. 2「現地ステークホルダーとの協議」。これも御意見をいただいております。——ほかにございますか。

○清水委員 今の点に関連するのですけれども、今の満田委員の提案は、この御提案の文

章をここに追加するという事だったと思うのですけれども、同時にその関係で1つ気になっておりますのが、2. 1の9です。ここに、「相手国等の文書は、相手国等の了解の上で情報公開を行う」と書いているわけですが、この絡みで、モニタリング結果の公開につきましては、中間報告書でも「義務づける」となっておりますし、「了解の上で」というのはそういう事なのですが、むしろモニタリング結果の場合は義務づけるということで、中間報告書に従えば、相手国側が公開することを前提とした上で公開するという趣旨になると思いますので、最後まで議論をした上でこの2. 1に立ち返るときは、この文章の解釈について、モニタリング結果の公開とどうかかわるのかということについては議論が必要だと思います。

○原科座長 モニタリング結果の公開に関して、特に具体的にここに示せということですか。

○清水委員 今の書きぶりですと、モニタリング結果の公開を前提とした場合、この9のところの解釈について疑問が生じないかということを確認した上で文言を検討するべきというコメントですので、今ここで議論をするというよりは、最後まで全部議論した後……

○原科座長 後でもう一回ですね。

○清水委員 はい。

○原科座長 では、この件についてもⅢまでやってから。

では、「情報の公開」については、再度、特に注意して検討するようにいたしましょう。そのときにまた御発言いただきたいと思います。

では、2. 1はよろしいでしょうか。

○千吉良委員 清水さんと同じ2. 1の9ですが、これは意味がわかりにくいので書き方を工夫したらいいのかなと思うのです。「JICAは、競争関係を踏まえ、相手国等の商業上の秘密には十分配慮し」となっているのですが、相手国が国として何か商売をやっているかのように私には読めるのですけれども、ここは多分、関係者等の商業上の秘密とか、そういうことなのかなと思っているのと、あと、「競争関係を踏まえ」というのは、これはJICAが国際的な競争にさらされているということなのか、あるいは関係者間の競争を言っているのか、そこも明確にした方がいいと思います。

○原科座長 もうちょっとコンパクトに書いた方がかえっていいですね。いろいろ書くとわけがわからなくなってしまう。確かにおっしゃるような感じがします。「JICAは、商業上の秘密」あるいは「事業者の商業上の秘密」とか、そういうのもいいですね。

事業者じゃないのかな。これはどっちでしょう。この場合は「事業者」という表現でいいのですか。「事業者等の商業上の秘密には十分配慮」、そんな表現でも。確かに短い方がかえってわかりやすいという感じはしますね。こういう議論はしましたけれどね。ここに書かなくてもいいと思います。では、これは表現をまた工夫していただきたいと思います。

2. 1の部分でほかにございますでしょうか。——よろしいですか。

それでは、2. 2に参ります。8ページ。「現地ステークホルダーとの協議」。これにも御意見をいただいておりますので、御説明をいただきます。

○満田委員 このコメントは、2. 2のパラ4の一番最後の一文ですね。「JICAが協力準備調査によってプロジェクト準備を支援する場合は、スコーピング時及び報告書案が作成された段階において必ず、概要検討時においては必要に応じて、一連の協議が行われる」という書き方がされております。先ほど申し上げましたとおり、IIの「環境社会配慮のプロセス」においては、割と基本的といいますか、スキーム横断的で、かつ、協力準備調査をやるとかやらないとかにかかわらないことを書くというような整理に従えば、協力準備調査をやるときのみを書くのは誤解を招くおそれもあると思いました。つまり、協力準備調査をかけない案件についても、少なくともスコーピング時及び報告書案のときには協議が行われるはずですので、それを考えますと、修正案といたしましては、「協力準備調査によってプロジェクト準備を支援する場合は」というところは取ってしまって、「少なくともスコーピング時及び報告書案が作成された段階において一連の協議が行われることを確認する」という書き方にしたらいかがでしょうか。

○原科座長 この点はどうでしょう。

○満田委員 なお、この概要検討時協議というのはIIIのところに出てきておりますので、内容的には決してガイドラインを弱めるものではございません。

○事務局（上條） また確認はさせていただきますけれども、満田委員からの御提案は非常にウェルカムだと思います。

○原科座長 では、この件も対応していただくことにしていただきましょう。

2. 2についてほかにございますでしょうか。

では、次に2. 3「環境社会配慮の項目」。地域住民の安全を明記するべきであるという御意見をいただいておりますが、これに関してはどういたしましょう。

○事務局（上條） これについては、ここはスコーピングする項目なものでして、私どもとしては、スコーピングするときに、ある案件では地域住民の安全を入れたり、別の案件

では入れなかったりというのは、ちょっとどうするのかがなかなか想像がつかないものでして、ただ一方、チェックする項目だということは理解しますので、チェックリストに入ればいいのではないかと思っているのですけれども。

○満田委員 了解いたしました。

○原科座長 では、いいですね。

この項目はもういいですか。

では、次に行きましょう。2. 4「審査諮問機関による助言」——「助言機関」にしておきますか。「審査助言機関による助言」です。助言と書いてあるから「助言機関」の方がいいですね。これも御意見をいただいております。御説明いただければ。

○満田委員 前回質問させていただきましたが、「準備段階」と「実施状況」の2つの使い分けが、どこからどこまでが「準備段階」で、どこからどこまでが「実施状況」なのかが不明確かなと思いますので、例えば環境レビュー段階はどちらに含まれるかといいますと、審査に関しては後段に報告するというような御説明だったのです。この2つは、そういった御説明を聞けばわかるかもしれないのですが、この文字づらだけではわからないと思いますので、それは明確にされた方がよろしいと思いました。

○原科座長 環境レビューはどちらに入るか明確に書いてもらいたいということですが。

○事務局（上條） 環境レビューは、私どもは「実施状況」の中に含まれるという理解でして、それがわかるように記載したいと思います。

○原科座長 では、これは対応してください。

よろしいですか。

ほかに御意見ございますか。

○高梨委員 質問ですけれども、パラ3の「設置される委員会」というのは、現行で言うところのどういう委員会を指しておられるのでしょうか。課題別支援委員会みたいなものですか。

○原科座長 あれは技術協力の技術検討委員会か。

○事務局（上條） そうですね。事業部で何かそういう委員会をつくる場合はということなのですけれども。

○事務局（渡辺） 今、非常に数は少ないのですけれども、個別の案件について支援委員会が設けられている場合があります。

○原科座長 まだあるのですか。

○事務局（渡辺） はい。ゼロだったら削ってもいいのですけれども、ゼロではないので

残してあるということです。

○高梨委員 それは昔の作業管理委員会ですか。

○事務局（渡辺） 以前は作業管理委員会と言っていたものです。

○高梨委員 今は何と言っているのですか。

○事務局（渡辺） 今は支援委員会という言い方をしています。

○原科座長 よろしいでしょうか。では、これはそういうことで御理解いただいたということ。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 審査諮問機関に関する件ですけれども、この1で示していらっしゃるの、協力準備調査を行う事業のみを対象にしているということでしょうか。そうであれば、JICAとして、なぜJICAの数ある事業の中で協力準備調査を実施するものだけを対象にするのか、本当にどの範囲を対象にするのかということについてきちんと議論する必要があると思うのですけれども、この1から何となく読めるのは、もしかして協力準備調査を実施する案件のみの話なのだろうかという印象を受けたのです。審査会の範囲については別途また議論するという理解でよろしいのでしょうか。もう少しこの意図について教えてください。

○原科座長 これはそのように限定はしていないと理解しますが、いかがでしょうか。

○事務局（上條） 今の私どもの理解は、この助言機関に助言をいただくのは準備段階だと理解してまして、それ以降の環境レビュー、モニタリングのところでは報告させていただくと。一方、対象は広くとらなければいけないとは理解しているのですけれども、協力準備調査を行う案件だけではないという理解です。

○原科座長 それはちょっと問題ですね。準備段階だけの助言ではなくて実施段階も当然対象になると私は思いますけれども。

○事務局（上條） もちろん報告だけではないということはあると思うのですが、今は基本的な考え方ということで説明させていただきました。

○原科座長 特にレビュー段階の助言が重要なんです。地方自治体の審査会はみんなレビュー段階で助言していますからね。これは極めて重要です。これが一番キーですよ。それを外してしまったら助言機関の意味がなくなってしまうですよ。一番大事なところだと思います。第三者がチェックするというのはそういうことですからね。第三者がそのレビ

ューにしっかり関与することが大事なので。これを報告だけという考えを持つとシステムとしてうまくないと思います。

○事務局（天田） 今、座長から御指摘いただきましたレビュー段階のところでございますけれども、まさに準備段階で御助言を得てしっかりとした事業を形成していくことが重要だという観点、できるだけ上流で御助言をいただいて、それを踏まえた形で事業を形成していくということで今の審査会が構成されているわけでございますが、私どもとしては、そういった御助言を踏まえた形で案件の形成をして、それで最終的に環境レビューを行って案件の採択に結びつけていくというところを想定しているわけですが、最終的な環境レビューのところになってまいりますと、ここはJICAとしての判断を政府に御説明申し上げまして、日本政府としての判断のところなのかなと考えてございます。ですから、ここにつきましては、御報告を申し上げまして、それに対して今後に向けた御助言等をいただくということは存在するのではないかと思うのですけれども、環境レビュー自体を審査会あるいは助言機関でこの判断のところについて御助言いただいて、それで採択をどうするかという判断のところにお助言いただくということではなく想定しているのですけれども。

○原科座長 いや、採択の判断ではなくて、環境レビューに対する助言をするのです。だから「審査諮問機関」という表現を使っています、レビューに対する諮問に答える。ただ、「諮問」は強い言い方だから「助言」にしるとおっしゃったので、「助言」でもいいのですけれども、とにかくレビュー段階での助言が一番重要なのです。日本国内の審査会というのはみんなその段階でやっているのです。それがすごく重要なところで、そこが一番のキーだと思います。それを単なる報告で終わらせたのではだめだと思います。実際は、上流段階でしっかりやっているから、助言といっても審査会から特別に注文がつくことはないと思いますけれども、システムとしてそうしておかないと。つまり、さっきおっしゃった上位の判断というのはそこで初めて担保されるのです。報告だけだったら上で判断したことと違ったことが出てくるでしょう。それは困るので。助言という格好にしておけば、上流で判断したことと実際の事業段階が整合してくるでしょう。その担保をするためにはやはり助言、助言でこないとだめです。報告にしましたら、さっき千吉良委員がおっしゃったようなことが起こり得るのです。一貫性がなくなってしまう。システムとしてすごく大事なことですよ。

○事務局（天田） 先ほど千吉良委員がおっしゃったところは多分ポイントとしては若干

違うところかなとは認識しておりますけれども、今のプロセスの中で申し上げさせていただけますと、先ほど御指摘がございました地方での審査会の位置づけ、そこで事業の実施主体に対する審査会の役割と、私どもの実際に途上国で行われる事業に対して支援を行う立場として本件を取り進めているというところの位置づけもございますので、最後のところは、それまでにいただいていた御助言を踏まえてやっていくところなのかなと考えております。

○原科座長 これは1番の助言と報告で書き分けておられますけれども、私はこれは直していただきたい。これはシステムの一番の核心部分だと思います。

この議論はもうちょっと続けた方がよろしいでしょうか。

○清水委員 先ほどの私の疑問に立ち返って、協力準備調査を行わない案件も含むとおっしゃったわけですが、そうしますと、協力準備調査を実施しない案件については助言はなくなって報告だけになってしまうと思うのです。今のお話ですと、環境レビューは実施に含まれるということですね。ということは、協力準備調査を行わない案件については報告だけになってしまうのではないかと。つまり、協力準備調査を行うものについては助言を行うのだけれども、行わない案件については報告だけということになるわけです。これは、JICAとしてどうしてこういうことにするのかということについてはきちんと外にも説明がつくように整理して決めていかなくてはいけないなと思います。私の中でも、これをこうするべきという意見が今の段階では明確に申し上げられないのですが、もう少し議論が必要なのではないかと考えます。

○原科座長 ちょっと申し上げます。これは、これまでのJBICの行っていたアクティビティとJICAのものとの違いなのです。JBICのときの議論をもう一回申し上げますと、JBICは国際金融とODAを両方やっていたので、助言というのは国際金融の場合はちょっとやり過ぎではないかという議論だったのです。ODAと違うので。ODAと両方足したのでこうなったので、ODAだけでは当然助言なのです。これは当然です。これは過去の議論で2つに分かれたところはしっかりもう一回明確に見ていただきたいのですが、ODAですから助言です。さっき申し上げたように、日本の審査会は全部助言を与えるものです。単なる報告を受けるだけの審査会というのは一切ありません。これは日本というか世界共通です。そういうことはありません。これは大事なところですが、これはぜひ書いていただかないと、システムが崩れてしまう。

○事務局（天田） まず最初のJBICで行っていたものとの違いというところでござい

ますけれども、確かに今回、円借款、有償資金協力に関しましても J I C A の技協、無償と一緒にしまして、その中で新しいプロセスとして、審査助言機関による助言、あるいは審査助言機関に対する報告という形の透明性も含めて、そこは J B I C の時代よりも大幅に変わってきている、改善という言い方がいいのか、よりよくなってきているところだと認識してございます。

その上で、実際に協力準備調査を行わない案件についてどういった段階でどういう形で手続を行っていくのが適当なのか。環境レビューになってまいりますとかなりプロジェクトの実施に近づいてきているところでございますので、ここはやはり何らかの御助言を得てやっていくことだと。上流の方で得て、それをプロジェクトの中に反映していくというのが妥当だと考えてございます。

○原科座長 助言という位置づけにするのがどうしてまずいのか、よくわからないのです。もう一回言いますと、J B I C は国際金融と両方ありましたので、双方を合わせるためにどういうことをやったかという、当初の議論では常設の助言機関をつくるという議論をしていました。ところが、国際金融の事情もありますので常設はいろいろ難しかろうというので、必要に応じて助言の委員会をつくるという規定になっていました、過去に。これは御存じのとおりです。ですから、その場合の位置づけはあくまでも助言なのです。単なる報告ではなくて、特別にアドホックに助言機関を設けるという規定にしました。その考え方から言えば、当然この段階で助言じゃなければおかしいのです。だから、常設にして、なおかつ助言というので整合すると思います。

○事務局（渡辺） この点は御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。単純に言えば、環境レビューに使う文章についての助言というのをどういう段階として考えるのかということも出てくると思いますので、満田さんに御指摘をいただいたように、「準備段階」と「実施状況」の意味をもう少し厳密にする必要があるのではないかと考えておりますので、さらに検討させていただきたいと思います。

○原科座長 これは、融資にかかわるところの環境社会配慮が、透明性高くきちんと反映できる段階で助言が入っていないと、結局そこで専門家の関与が非常に薄くなってしまおうでしょう。これはすごく大きな問題です。だから、この位置づけは助言としていただかないと私はまずいと思います。では、そういうことで、ぜひ御検討ください。

それでは、この部分はよろしいでしょうか。さらに御検討いただくことにいたします。

次は 2. 5 「カテゴリ分類」です。

○満田委員 「カテゴリ分類」につきましては、1点コメントがございます。エンジニアリング・サービス借款についてですが、原案では10ページのパラ3、カテゴリBというところの最後に、「なお、調査・設計等に対する円借款であるエンジニアリング・サービス借款については、カテゴリCに属するものを除きカテゴリBとする」となっていますが、これは、前回、清水委員も御指摘のとおり、中間報告書においては規模・特性に応じてカテゴリ分類をするということだったのですが、こうなっているのですね。事務局の御説明では、エンジニアリング・サービスをあくまで調査に限定するからカテゴリBとしたという御説明だったのですが、私といたしましては、2つの点から見て、やはり規模・特性に応じたカテゴリ分類を行うべきかと考えています。

1つ目の理由といたしましては、調査だからBだというのは当らなくて、調査というものは本体事業に直結している調査でございます。例えば協力準備調査などについても、規模・特性に応じて、協力準備調査を始める前にA、B、Cなりのカテゴリ分類を行うわけですよね。また、開発調査型技術協力においても同様の作業をする。このエンジニアリング・サービス借款のみ、規模・特性によらず、カテゴリBまたはカテゴリCだということは、私としては他との整合性上よろしくないのではないかと考えています。

2番目の理由といたしましては、エンジニアリング・サービス借款というのは基本的には詳細設計なわけですが、詳細設計は非常に大きな金額を使うようなことが多いわけですが、案件に対するJICAとしてのコミットも非常に強くなってくるわけですが、また、基本的に環境影響評価というのは、国によっていろいろな制度があるとは思いますが、通常のアセスの考え方に立てば、F/S段階ないしその後、D/Dの前には環境影響評価が行われ、それが大もとに設計というものに入ってきて、もちろん案件によっては設計段階でさらに詳細なEIAが行われることもあると思うのですが、基本的にはF/S段階だと考えております。したがって、エンジニアリング・サービス借款の前にはF/S段階としてのEIAがあつて、それを通常どおりレビューにかけて、D/Dとしての協力をしていいのかどうかという判断を当然伴うのではないかと考えております。

○事務局（杉本） ありがとうございます。

御指摘の点ですが、中間報告にもエンジニアリング・サービス借款ということで記載がありまして、ここで書いてあります、準備工事や用地取得・住民移転がそこで含まれるものもあり云々という話については、前回、そういったものについては厳密な意味でのE/Sには含めず、今後は非常に固めの運用をしていきますという考えを申し上げました。今

御指摘いただいた点は、基本的には、通常の案件であればD/Dは本体事業の一部として1つのL/Aなりに入っているもので、それを分けた場合でも結局踏むべきプロセスと手順は同じだろうということかなと思います。大体のケースではそういったものに当てはまってくるのが多いと思っており、E/Sの場合でも、調査の中で、確かにE I Aが当然できているべきものであればそれをちゃんとレビューするという考え方があると思うのですが、過去の事例を調べてみると、必ずしもそういったものできないケースもある。具体的には、D/Dのみならず、円借款の中でボーリング調査をしたり試掘をしたりということで、詳細を決めるに当たってそれなりの規模の調査をやって、そこでサイトなりを確定させた上で最終的にE I Aなり環境社会配慮の内容を固めていくといったケースがあって、そういった場合だと事業としては大体固まっている、ただし、環境レビューに必要な情報がその時点でそろっているかどうかということが難しいようなケースも、多数派ではなくて少数ではあります、ケースとしては小さいのですけれども存在しまして、そういったものを救っていくということでは、カテゴリBとする、又は実際調査なり試掘なりやっていく上での必要なカテゴリ分類をとということでもいいのかもしれないけれども、何らかの形で実際の運用として残しておく必要があるのではないかなと考えている次第です。

ですので、御指摘の点は、先ほどありました本体事業にも直に関連するという話と、あとは、事前にE I Aがちゃんとできるケースは当然あると思いますけれども、それができないケースがあるということで、制度としてのE/Sを担保するような形にしたいと考えている次第です。

○中山委員 E/Sについては本体とは違うと思うのですが、余りこれは出したくないでしょうけれども、過去においてE/Sをやって本体に結びつかなかったというものは公表できるのでしょうか。確かにE/Sでいろいろなスタディをして、F/Sをレビューしたり詳細設計をして、途上国側も状況が変わって断念したというのはあると思うのですが、これはJICAが持つ1つの手法だと思うのです。カテゴリAかBかわからないけれども、一応E/Sローンをやって、その結果Bになる可能性もある、Aになる可能性もある、Cになる可能性もある。そういったものを担保するという手法はJICAさんとして何か持っていていいなという気もするのですが、私が言った本体まで行かなかったケースというのが大事になると思うのです。そういったことが発表できるのであれば、教えていただきたいのですが。

○事務局（天田） 理由がどうかというところはわかりかねるところがございますが、事

実としては、私どもが借款契約を結びますと、E/S借款にしる本体の借款にしる、すべて対外的に公表しております、その中で、E/S借款をやったのだけれども、その後本体に対して借款が出ていないという事例はございます。ちょっと今、どの案件でどういう事由でということまでの情報は持ち合わせておりませんが。

○中山委員 私が言いたかったのは、協力準備調査はかなり予算がふえたと聞いているのですが、全部が全部協力準備調査にかけられるわけでもない。だから選択としてE/Sという、ちょっと違うのですが、これは相手国の借金ですからそうではないのでしょうか、すべて協力準備調査というのは日本の国費でやるわけですから、ちょっと性格が違うんです。だから、JICAさんとしてそういう手段があるということが大事だと思うのです。それと環境レビューとはまた違うと思うのですが、次回でもいいのですが、そういうことを教えていただければ、重要な点になるのではないかと思います。

○原科座長 E/S借款でカテゴリAになり得る余地を残しておくという事ですか。これは、とにかくAはあり得ないと。BかCでしょう。残しておいても構わないんじゃないですか。実際にそういうことが起こらないなら、Aに分類することがあり得ましたら、実際はゼロでもいいですよ。これだけ特例として「なお」で始めて。だから、「なお」以下はなくていいんじゃないですか。実質的にはBかCしか出てこないなら、それはそれで結構なことじゃないですか。満田さんはAを外してしまうことに懸念を持っているのでしょうか。

○満田委員 そうですね。中間報告書の記載は、E/S借款であろうとも、事業の規模と特性、つまり、大きい導水事業をどこかの国でつくるとか、非常に大規模で本体事業の影響ははかり知れなかったとしても、E/S借款はカテゴリBとして、要はE/S借款にはEIAだのカテゴリAの要件を求めないというのが現行のやり方ですよ。中間報告書はその現行のやり方ではなく、調査であろうとも、規模が大きい場合は、E/S借款をつける前にカテゴリAの要件を求めるといふ趣旨だと思っています。

今の事務局の御説明だと、さはさりながら、E/S借款をつけるに当たって準備が間に合っていなかったですとか、その時点でEIAなるものがない場合もあろうと。これは私の深読みかもしれませんが、そのE/S借款の中でEIAなどを行うこともある。要は、E/S借款でやるボーリング調査ですとか、詳細設計に基づいたEIAをやることもあるので、それをカテゴリBとして実施して、その後に本体事業の環境レビューがあるであろうから、そのときに改めてカテゴリAに分類し直して、E/S借款でつくられた環境社会

配慮の調査をそれに活用すればいいというように私は理解したのですが、そういう趣旨でしょうか。

○事務局（杉本） 今の点は、必ずしも今の作業をE/Sの中でやるというわけではなくて、申し上げたかったのは、D/DというよりはE/Sの中でボーリングとか試掘とかいったある程度大がかりな調査をやらないと、その次の環境社会配慮のいろいろな、EIA等も含めた作業に進んでいけないケース、数としては限られていると思うのですが、そういったものが出てしまう。事業全体としてカテゴリAになるような、例えば水力発電施設という場合に、この案件については頭のところで調査をやる必要があるとなると、カテゴリAであると。ただ、カテゴリAだと環境レビューが求められるけれども、プロセスの中で、E/Sをやろうという段階ではそういったものがまだできていない、E/Sの中での調査を踏まえて固まっていくというようなケースにおいては、頭でカテゴリAのレビューを求めると仕事としてその先に行けなくなってしまうということが起きてしまう。なので、ここではカテゴリBの中に「なお」ということで書いていますが、そういった形で仕事を進めていけるような形を担保しておく必要があるということで書いています。

ですので、先ほどおっしゃられた、本当はEIAがあるべきなのに間に合っていなかったもので、とりあえずそこでE/Sを出して時間稼ぎをして、その中でつくりましたみたいなことは、ある意味本流ではないので、基本的にはE/Sを固く運用するという中ではそういったことは外れていくという認識なのですが、そうではなくて、その中で実際にいろいろと調査しないとその次に行けないというものを念頭に置いてこういった制度自体運用していく必要があるかなと思っています。

また、中間報告書の中でなぜそういう分類をするかという理由として書かれている点として、1番目に書かれている、実際に本体工事に含まれるような工事をE/S借款の中でやってしまうようなケースについては、それはE/Sとしての運用から外すことで考えています。また、2番目にある「E/S借款の段階からカテゴリ分類を示すことで相手国政府による適切な環境社会配慮を促す」云々という話は、当然、そういう大きな案件であれば、もし本体借款を要請するのであればこういうことが必要だということは、実際の実務的な話し合いの中ではやっています。あとは、思いつきですが、環境レビュー結果を出すようなときに、これはE/SでカテゴリBだけれども、本体についてはこういう案件でカテゴリAが想定されるとか、例えばそんな関連情報を一緒に出していくようなことも手段としてはあり得るかなとは考えています。

○原科座長 今、中間報告のことを御紹介になりましたので、ちょっと読み上げます。

「E/S借款については、準備工事や用地取得・住民移転が相手国政府によって行われることがあること、またE/S借款の段階からカテゴリ分類を示すことで相手国政府による適切な環境社会配慮を促す必要があることから、E/S借款の対象となる本体事業の規模・特性により、カテゴリ分類を行う」。これが中間報告の記述です。今の部分で、前半の「準備工事や用地取得・住民移転が相手国政府によって行われることがあること」というのはもうこれからは対象にしないということですね。過去はそうだったけれども、これからはそうではないということですね。ただ、後半に関しては、「適切な環境社会配慮を促す必要がある」ということは、こういう方法でなくてもいけるだろうということですね。

今の御説明はよろしいですか。

○満田委員 実は納得していないのです。エンジニアリング・サービスを行う事業というのはある程度大きな規模の事業であることが多いと私は認識しているのです。可能な限り早期の段階から環境社会配慮を行うという建前に立てば、F/Sの段階である程度の環境社会配慮に係る調査をして、それをプロジェクトの計画ですとかD/Dに反映させていくというのが王道なのかなと思っているのです。旧J B I Cであればいざ知らず、新J I C Aにおいては、例えば協力準備調査というツールも持っているわけですよ。S A P R O Fも——S A P R O Fは協力準備調査に統合されたわけですが、そういったツールを持っているので、エンジニアリング・サービス借款にかける事業の環境レビュー段階でカテゴリAにして困った、進まないというのは私は想定できないですし、仮に環境社会配慮に係る情報がない、E I Aに相当するような調査がないというのであれば、詳細設計は待って、協力準備調査なり相手が準備するのを待つなりやって次のステップに進むのが王道なのかなと。もちろん、いろいろなツールがあった方がいいと、いろいろな事情が想定されるからとりあえずE/S借款で、言葉は悪いのですが、逃げておいて、そこで思い切り調査をやってということもあるのかもしれないのですが、E/S借款でつける金額の大きさとかも考えますと、やはりそれはコミットする前に何らかの、ボーリング調査をやってすごく詳細なE I Aをするというのでなくてもいいのですが、F/S段階でのE I Aはやはりあってしかるべきなのかなと思っているのですけれども、どうなのでしょう。E/S借款に進みながらやらなくてはならないというクリティカルな事情があるのであればさておき、どうもそこら辺が納得がいかないのです。

○事務局（杉本） 何回も同じことを繰り返してしまいそうなので、もしよろしければ別

途打ち合わせさせていただいてもよろしいでしょうか。

○原科座長 では、これは対応策をさらに考えていただいて、しかるべき対応を。

○事務局（杉本） 対応策を検討させていただきたいと思います。

○原科座長 では、そういうことでお願いします。

2. 5 「カテゴリ分類」に関して、ほかにございますでしょうか。

もしよろしければ次に参りますが、よろしいですか。——失礼、もう1つありました。政策借款がありましたね。政策借款に関して、内容に応じてカテゴリ分類を行うことを明記すべきであると。これは中間報告書にやはり記載しております。中間報告書は23ページに出ていますけれども、「政策借款は、現行J B I Cガイドラインの実施状況確認調査によれば、全てのプロジェクトがカテゴリCに分類されている。しかし、政策借款において、相手国政府の土地・森林政策、環境計画作成プロセスなどの改善を条件に融資を供与することもあり、このような場合には、相手国の政策変更による環境社会影響について、環境レビューの対象とする。具体的には、政策借款について、大きな環境社会影響を及ぼしうるものは、カテゴリAないしBと分類し、環境レビューの対象とする」、そのような記述が中間報告の内容です。ということで、そのことを明記すべきであるということですが、これはどこに書きますか。

○事務局（杉本） その点は、現行J B I Cガイドラインですとただし書きということで例外で書いていたのですが、そこはすべて削除して、今はE/Sは書いてありますが、それ以外は例外の規定は外してしまいましたので、特にそういったことは考慮せず、純粹に案件の中身を見て分類していこうということで書いています。特に政策借款とも書いていないのですが、特にプロジェクト借款とも書いていないので、J I C Aによる事業については一律この原則でもってと考えています。

○原科座長 そうしましたら、9ページに戻っていただいて、「カテゴリ分類」の1番のところで「J I C Aは、プロジェクトを」と書いてあるので、それで政策が入っていないというようなことになったのだと思うので、この表現を工夫した方がいいのかな。「J I C Aは、プロジェクトを、その概要、規模、立地等を勘案して、以下に示すように」。これはカテゴリ分類の対象はプロジェクトだと言っているわけですね。だから政策借款を明記した方がいいという意見だと思いますけれども、この表現を工夫しますか。「プロジェクト等」にするかな。

○事務局（杉本） 表現ぶりは検討いたします。ただ、現行J B I Cガイドラインでも、

「本行は、プロジェクトに関する環境レビューを開始する際に」云々ということで頭に書いてありまして、その意味では、プロジェクトということで大きな意味で対象の案件を含んでいると考えていたのですけれども、何らかの方策があるか、検討させていただければと思います。

○原科座長 「協力事業」という表現でいいかもしれないですけれども、どうなのでしょう。

○事務局（杉本） 包括的な意味が入るような。

○原科座長 「案件を」とかね。

○JICA（岡崎） 先生、このガイドラインでは、プロジェクトの定義として、JICAが協力を行う対象の事業は全部プロジェクトという定義をしています。

○原科座長 そういう定義になっていますか。

○JICA（岡崎） はい。ですから、インベストメントプロジェクトだけと限定はしていないので、それは読めるだろうと思います。

○原科座長 そういうことであればよろしいですね。

プロジェクトはどこに書いてありましたっけ。定義の3ページのどこですか。

○事務局（上條） 3ページの4番です。

○原科座長 ちょっと確認しましょう。3ページの4番。そうですね、書いてありますね。失礼しました。

では、今、岡崎さんから御指摘がございましたようなことですので、よろしいのではないのでしょうか。いいですか。どうもありがとうございました。

そうすると、今のところ例外はE/S借款だけで、その例外も外してもらいたいという御意見ですね。では、その点御検討をお願いしたいと思います。

それでは、「カテゴリ分類」は以上でよろしいでしょうか。

では、次に参ります。2.6「参照する法令と基準」。10ページの一番下のところからです。これに関しまして御意見をいただいておりますので、御説明をいただきます。

○高橋委員 これに関しては、前回、「大きな乖離がないことを確認する」ということではなくて、中間報告書に従って「適合」という言葉遣いに戻すべきではないかということで議論させていただきました。JICAさんからは今回も、「適合しているかどうかを確認する」に戻すとなっていたので、その点に関しては私たちの意見を踏まえて頂けるものと思っていましたが、違いましたでしょうか。

○原科座長 では、JICAから御説明をいただいた方がいいですね。戻すという議論に対してのレスポンスが下に書いてあるところの御説明をお願いします。

○事務局（上條） この戻すというのは、私たちが戻すというのではなく、そういう御意見があるということとして、それについて私たちは前回も御説明したのですけれども、英語の表現に合った和訳がいいと。「適合」はここで言う **expected** というところが抜けてしまうと思っていて、「適合」ということだけしか読まない方も多くなると想定されるものですから、もう少し幅のある日本語の表現が適当ではないかと思って幾つか書いてみたのですけれども、「沿う」とか「対応する」とか「基づいている」とか「踏まえている」とか。ただし、これもかなりあやふやな言葉ですので、例えば「大きな乖離が無いこと」を括弧として書いておくとかいう表現ぶりであれば、この英語の表現に合うのではないかと提案です。

○原科座長 満田委員、どうぞ。

○満田委員 これは単なるクラリフィケーションとしてコメントさせていただきたいのですが、前回の委員会で、JBICが、まだドラフト段階ですが、「適合」という言葉を用いたその背景といたしまして、**expected to meet** の和訳としてJBICは「適合」という言葉を使ったのだという認識を示されたのですが、これは実は当時の記録を見てもと違ひまして、JBICとしては、OECDのコモンアプローチの中で、国際基準の、それまでは **benchmark** とかそんな感じの言葉を使っていたのを、**expected to meet** というより一段階上げたことを踏まえ、かつ、JBICとしてはもう一步踏み出して、「遵守」までとはいかないが、コモンアプローチの **expected to meet** より一步踏み出した表現として **meet** という言葉を使いたいと、すなわち日本語にすると「適合」なのかなと、そういった文脈のことを御説明されていました。

最終的なJBICガイドラインとその英文というのはまだ公開されていないので、とは思いますが、恐らくセーフガードポリシーとの適合、あるいは英訳では **meet** という言葉を使うのかなと私は……

○原科座長 では、**expected to** は取ってしまう？

○満田委員 JBICの方の御説明によると、コモンアプローチよりは一步踏み出して **meet** という言葉を想定しているとおっしゃっていました。

○原科座長 そうすると議論の前提が変わってきますね。**meet** であれば「適合」でいい。

○JICA（岡崎） この文案をつくるに当たって我々が一番ベースにしたのは中間報告

そのものでありまして、中間報告の文章は、**comply** と **refer**、その間の言葉として **expected to meet** というのがあって、それに「適合」という言葉が使われていて、その「適合」というのは、日本語の辞書でも、私の感覚でも、「ぴったり合う」という意味だろうと思われるので、独立した機関である J I C A として、他の機関の、かつ我々の意向に関係ないところで変わり得る基準にぴったり合うことを求められるのは厳しいなと申し上げたのです。ですから、例えばきょうの満田さんのこの御提案を見て、「適合を確認する」というのは、これはまだ中で検討していませんけれども、「適合状況を確認する」というようなことでもいいのかもかもしれません。ただ、いずれにしても、世界銀行がいかにかこの世界でリードしている開発金融機関であるとはいっても、他の機関の基準にぴったり合っていることを求められるのは我々としてはいささか厳しいということを申し上げています。ですから、決して後ろ向きなことを言っているつもりはありません。我々も世銀のセーフガードポリシーがどういうものであるかというのは常日頃から研究していますし、世銀のスタッフとも意見交換をしています。ただ、一方で、J I C A としては、このガイドラインが一たびでき上がると、いずれ途上国の人から、J I C A のプロジェクトが J I C A のガイドラインに違反していると言って異議申立が起きるということも想定しなくてはいけないわけです。そのときに、J I C A のガイドラインに世銀のセーフガードポリシーが載っていて、異議申立の方が、世銀の人がどう見るか世銀の人に聞いてみようとか、途上国の方で世銀の人に聞いてみたところ、もし世銀であったら違反しているねと言われかねないようなものなので、その採用として 100 パーセント適合を求められるのは厳しいなと、そういうことを申し上げています。

もし J B I C がこの中間報告書に書かれている内容以上のものを求めている、すなわち世銀のセーフガードポリシーに **meet** することを J B I C の条件としてやるのであれば、それは J B I C の方針なのだろうと思うのですが、非常に高いものを求める、要するに **expected** ではなくて **meet** ということそのものを使って、かつそれが「適合」ということになるのであれば、我々からすると本当にそこまでできるのかなという気がいたしますが、それは他の機関のことですのでコメントは控えたいと思います。

○原科座長 ただ、中間報告では **expected to meet** という言葉は書いていないと思いますけれども、**expected to meet** というのは議論の中で出てきた表現だと思います。私が書いた表現は、「一方、新 J B I C ガイドライン案においては、参照すべき国際基準について具体的に規定され、また適用度合いも「参照」から「適合」に変更されている。ここで、

「適合」は遵守ほど強くは無いが、「参照」よりは強いものと想定されている」という表現です。expected to meet という表現ではありません。

○満田委員 これは何か表現上の問題というのがかなり強いのかなと思っておりますので、事務局の検討にお任せいたします。

○原科座長 岡崎さんがおっしゃったように、確かにぴったり合えばいいというものでもないということも確かにありますから、その辺をうまく表現していただきたいですね。

○中委員 一言だけ発言させてください。今議論しているのは新 J I C A さんのガイドラインであって、新 J I C A さんが主体性を持って最終的に判断されるべきと考えます。世銀さん他先進的な事例について、「参照」されるか、「遵守」までいかない「適合」とされるかに関しては、議論は必要と思いますが、最終的には新 J I C A さんが判断すべきと考えます。私は弁護士ではないので文言の定義など法的問題は詳しくありませんので、文言の定義については新 J I C A さんの法務部さん等で御検討していただきたいと思うのですが、ガイドラインの主体はあくまで新 J I C A さんだという点を踏まえて今後議論していかれるよう希望します。

○原科座長 そうですね。私もそう思います。ただ、この「適合」というのは基準に対する適合ではなくて、ポリシーの適合だから、そもそもアバウトな関係だという感じがしますけれど。その辺も加味しないといけないと思います。

○吉田副座長 私は、言葉の問題というよりもむしろプライドの問題があるのだろーと思っっているのです。

○原科座長 世銀以上にすると。

○吉田副座長 以上というか、以下というか、なかなか難しいのですけれども、例えば世銀では、余り詳しくモニターしているわけではないのですけれども、例のカントリーシステム。インターネットによると、メキシコでは世銀のスタンダードを下げて、メキシコのスタンダードに合わせるという事態が起きている。そういうパイロットスキームを今やっている最中ですよ。それに応じて向こうががらっと変わってしまったら、プライドのある J I C A はどうなってしまうのと、むしろそちらの方を私は心配しているのです。ですから、そこはもうちょっと慎重に、あるいはプライドを持って、我々はこう思うからこうするのだ、たまたまそれが世銀と基本理念において一致するからそうなのだという説明の仕方の方が国民は納得すると思います。

○原科座長 ただ、今の点は、ポリシーとそごがあった場合。フィリングギャップで補う。

本当は世銀よりスタンダードを上げたかったのだけれども、妥協してそうなったと思いますから、ポリシーについてはしっかりやることだと思います。

○千吉良委員 結論として「適合」という言葉を使うかどうかというのはJICAさんにお任せしたいと思うのですが、現場に携わる人のことを考えると、余り難しい言葉は使わない方が、わかりやすい言葉でみんなが共通言語で議論できる方が実務的には前に進みやすいのかなと思ってまして、仮に「適合」という言葉を使う場合は、冒頭の定義のところ、**「適合」というのはこういう意味です**というのを詳しく書いてもらった方が実務的にはやりやすいと思っています。

あと、もう1つ思っているのは、JBICはJBICです、JICAはJICAですという説明は、何となく私には、どうしてこういうところで違いが出てくるのかなというは思うので、やはり整合性というものを、もちろんきちんとした説明ができればいいのですけれども、そういうところも気にしてやっていただきたいなと思います。

○小林委員 「適合」という表現について、これまでも随分説明なり議論があったように思いますけれども、先ほどの説明にもありましたように **comply** と **refer** という言葉の中間をとったようなものとして考えられたということもありますし、中間報告の中でもこのような表現をとられているということ、それと、今の話にもありましたように、新JBICのガイドライン案で**「適合しているかどうかを確認する」**という表現がとられているということも十分考慮に入れて新しいJICAのガイドラインにおいても表現を考えるべきなのかなと思います。

○高見委員 一言だけ言わせてください。「大きな乖離が無いこと」というところを括弧で残すという御提案をされているのですけれども、これは見かけの問題というのはあるかもしれませんが、言わんとしていることは私も理解できるのですが、それをそのまま本当に**「大きな乖離が無いこと」**という言葉が言葉として書くかという感じは正直あるのです。ぴったり適合しなくてもいいということを言葉で書くなら、その必要もないと思いますけれども、だからといって**「大きな乖離が無いこと」**という表現もどうなのでしょう。ユーザーの立場からしても判断に戸惑いを感じさせるような表現ではないかなという感じが若干いたしますので、そこも考慮していただければと思います。

○原科座長 なるほど。そうすると、この場合、例えば「沿う」と使う場合には、「プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーに沿ったものであることを確認する」という表現で、括弧は要らない、「大きな乖離は無いこと」というのは書かない方がいいという

御意見です。

では、これはなかなか難しいですけれども、さらに御検討いただくことにいたしたいと思えます。

○吉田副座長 追加的なのですけれども、ちょっと私も確認したのですけれども、セーフガードポリシーというのは10項目あります。「害虫管理」とか「物質的文化資源」、「森林」、「ダムの安全管理」、「国際水路」等、すごいいっぱいあるのです。それで、ここの言いぶりは「環境社会配慮等」と「等」が入っている、かつ、世銀のセーフガードポリシーといたらこの10項目が全部入ってしまうので、「適合する」と言ってしまうと、本当に大丈夫と、現実的にはすごい心配になった。そういう気がしたものですから、余り強い言葉は使えないな、JICAにもプライドがあるし、資源の制約もあるしということで、私の意見を申し上げました。

○中山委員 今気がついたのですけれども、2.6のタイトルは「参照する法令と基準」になっていますね。ここでは「参照」となっていて、強い表現を使っても何をしてもこの参照という言葉が結構生きてくるので、私はJICAさんにお任せしていいのかなという気はいたします。

○原科座長 では、この議論はこのあたりにいたしましょう。表現についてはさらに検討していただくことにいたします。

では、次に参ります。2.7「社会環境と人権への配慮」に関しては特に御意見はありますか。

○高橋委員 済みません、似たような議論になってしまうと思うのですけれども、確認だけしたいのですが、1点だけ。

私たちからの提案の中の1つとして、オリジナルというか旧ガイドラインにあった「条約」とか「宣言」という言葉がここでは落ちているということについて、それを載せない積極的な理由がもしJICAの方であれば教えていただきたいということです。

○原科座長 そうですね。「国際的に認知された基準」だけで切っていますね。前は「国際基準・条約・宣言等」と。これは大事なことです。

○高橋委員 なぜそのことにこだわっているかという、援助の質に関する『パリ宣言』でも説明責任の重要性や情報公開のことがかなり強く言われるようになってきています。そういう中で、先ほど原科座長がおっしゃったように、ここはチェックリストをどうしようという話よりも、むしろポリシーだとかに関する部分だと解釈した上で、このグレーに

なる部分をより積極的に高めていくように努力していくという姿勢を示すように書くべき部分でもあるのかなと思っています。確かに政治的な側面があるかもしれませんが、そういう条約とか宣言みたいなものについても積極的に配慮していくような姿勢を示すものの方がいいのではないかと思っている次第です。

○原科座長 これはいかがでしょう。そうですね。そうやって見ると過去の表現の方がいいような感じもしてくるけれども、この辺はいかがでしょうか。「条約・宣言等」というのを外してしまったのは。これは入れておいておかしくない。

○事務局（上條） これは、J B I Cのガイドラインの案で今使われている文章をベースにしたというのが理由です。この3パラのところは、現行のJ I C Aのガイドラインの表現ではなくて、J B I Cの方を持ってきたと。

○原科座長 だから、J I C Aを持ってくれば。それは別に意識して外したのではなくて、そのようなことだったのではなかったかと。

○事務局（上條） 高橋さんがおっしゃるような意識は特になかったのですけれども。

○原科座長 では、今の議論で皆さんが必要だと言えば、国際基準だけではなく、「条約」、「宣言」も加えていいわけですね。ただ、この文章の中に入れるのはおかしいのかな。条約や宣言だったら上の方ですね。真ん中の文章と違って、左側の現在の案では文章が2つに分かれていまして、「J I C Aは、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する」となっていますけれども、その部分に「条約」、「宣言」を入れた方がいいのかな。基準というのはより具体的な話だから、それを2つに分けたのですね。ポリシーに当たる部分で「条約」や「宣言」を入れた方がいいということになりますかね。

○事務局（上條） 高橋さんとまた相談します。

○原科座長 では、これは文言の検討を高橋委員と御相談いただいております。よろしいでしょうか。

○高梨委員 1点だけ申し上げたいのですが、先ほど吉田委員がおっしゃられたとおり、ではこれを具体的にどう担保するかというのが我々の今の悩みです。世銀のセーフガードポリシーだけでも10項目あって、その内容も非常に多岐にわたって、さらに宣言と条約まで入ってくる。そうすると、1件ごとの環境社会配慮の調査の中で、これがそれに適合、言葉は別にしても、ミートしているかどうかをどう担保するのかというのが我々現場からすると難しいのです。言うのは簡単ですが、では一体どこまでカバーする

のか。極端に言うと、恐らく比較表をつくって、現状の途上国のガイドラインはここです、それに対してこうですというようなことまでやるとなると、それだけでも1件のプロジェクトになってしまうような気がして、環境ガイドラインでセットしたときに一体ここをどう具体的に実施するかと。これは私どもで今JICAさんをお願いしているところなのです。それこそマニュアルではないですけども、ガイドライン的に。書くのはいいのですけれども、実際に現場の調査のプロジェクトの中で、どう報告書の中で担保するのかというところがしっかり明記されないと、言葉だけのあれになってしまうということを心配しています。

○原科座長 では、そういうことも含めてお考えいただきたいと思います。「確認」という表現がなかなか……。そういう意味では、「適合」と言ってしまうとなかなかチェックが難しいということになります。その辺も勘案して表現を。

○高橋委員 私はこのパラグラフをこう読んだのです。つまり、世銀のセーフガードポリシーに関しては「適合」という言葉の方がいい、でもほかの部分に関しては「参照」ぐらいにして、少し濃淡があるなと読んだのです。私が意識していたのは、条約とか宣言はむしろ「参照」という後段の方に入るのだろうと思っていました、「適合」までは考えていませんでした。

それで、なぜそこをあえて言った方がいいと思ったかということ、条約とか宣言というのは割と一般的な表現であるし、ポリシーみたいなのを示すものが多いものですから。というのは、その後半の方で「相手国等に対話を通じて働きかけを行い」と書いてあって、つまりこの部分をどやって相手国に必要なことをやってもらうかというところにおいてJICAとしてもツールが絶対必要だろうと思っているのです。そのツールがこのガイドラインであり、そういう意味においても、必ずしも後ろ向きにJICA自身がそういうことをしなければいけないというコンプライアンスの観点だけではなくて、相手に条約や宣言をリマインドさせながら、こういうのがありますよね、なぜそういうことをしないのでしょうかという対話を進める意味においても、関連する条約や宣言を積極的に入れた方がいいのではないかと思っていた次第です。

○原科座長 では、「適合」というようなレベルの話ではなくて、「参照」という表現で2つ目の文章に入れると。

○高橋委員 2つ目の後半に。

○原科座長 では、そのようなことでさらに御検討ください。

ほかにございますでしょうか。

○吉田副座長 余り自分でもきちんと整理して言うわけではないのですけれども、今の高梨委員の発言から言うと、こういうガイドラインの中にまたほかをリファーしたりするのは、使う側にとっては、特に業務をする方にとってはとんでもない負担になってしまう。むしろ、このガイドラインは、世銀のポリシーとかOECDのDACのあれとか、最近のローマ、パリ、ガーナの宣言等、そういうものを踏まえて作成されているということを出だしに言ってくれれば、使う方も安心して、それならガイドラインを使っていけば自動的にそういう宣言にもコンプライするのだと、そういう形になるような気がするのですけれども、おかしいですかね。使う側の立場に立ってみると、そこまで要求したら、コンサルタントの方はたくさんお金をもらえればきっといいのでしょうけれども、ちょっと大変かなと。むしろ最初の方で基本事項か何かに、このガイドラインはそういうことを踏まえてつくられているという言い方にした方がいいのではないかなという気がしてきたのです。それも検討していただければと思います。

○原科座長 それは2.6を「基本的事項」の方に移すという話ですね。そうすると随分話は変わってくると思いますね。「定義」の前かな。「理念」の次に。

○吉田副座長 つけ加えると、もう1つ、調和化とかハーモナイゼーションというのがずっと議論されていて、使う側の途上国にとっても、最初にそういうことが書いてあると安心して使えるのではないかと思うのです。そんな気がしました。

○清水委員 今、吉田先生がおっしゃったように、前段の部分に、そういう趣旨で、それらを踏まえてこのガイドラインはつくられたものであるということを書くことに異存はないし、そういう方向性もあり得るだろうと思うわけですが、一方、今の御指摘ですと、3の部分のほかの基準を参照するということまで削ってしまうという御提案だったと思うのですけれども、私はこれはこれで残しておくべきだと考えています。確かにユーザーにとって一体どれくらい使いやすいのかという部分について課題は残りますが、一方、JBICあるいは、世銀のポリシーがどう書いてあったかは忘れましたが、ほかの機関のこういったセーフガード政策なんかを見ても、グッドプラクティスを参照とするということは幅広く書かれているわけですし、あえてJICAにおいてこの文言を削るというのは、先ほどおっしゃったハーモナイゼーションということからもよろしくないのではないかと思います。ただ、実施上の問題は残る部分もあるということは理解いたしますので、それについてどうするかという議論はまた必要なのだろうと思います。また、そういう議

論が必要なのであれば、これまでどのように実施してきたのかということについてもレビューが必要なのではないかと考えます。

○原科座長 項目を移すのは大きなことなので、よく考えた方がいいと思いますけれども、ただ、世銀のセーフガードポリシーとの関係で言うと、「適合」ではやはり強過ぎるという御意見が多いので、これは変えた方がいいと思うのですけれども、そうすると、セーフガードポリシーで言っている趣旨に沿ったということが大事だと思うのです。そうすると理念の部分に入れてもいいような感じもしますので、この文章だけは移す手もあるかなと思います。

○満田委員 今の座長のまとめに賛成で、セーフガードポリシーについては、先ほど事務局側が文言を検討するとおっしゃっていましたので、この部分については御検討にお任せしたらどうかと思います。

一方、現行のJBICでもJICAでも、国際基準の参照という言葉、グッドプラクティスの参照、これが必ずしも——確かにJBIC・JICAのガイドラインは包括的な内容になっているのですが、一方で、具体的な、何か汚染物質の確認ですとか、個別のレビューを確認していく際に、実務的にはいろいろな国際基準と照合したりするわけで、IIは基本的なスタンスを書いている部分ですので、これはこのまま残すべきではなかろうかと思いました。

○小林委員 世銀等の基準との適合というのでしょうか、整合性というのでしょうか、それに対する配慮ですけれども、吉田先生あるいは原科先生のおっしゃったような形で基本方針の方に持っていくというのも確かに1つのあり方なのかなとも思うのですけれども、国際金融機関なり開発援助機関の環境ガイドラインのあり方が世界的に統一されるような形で議論されている中で、JBICのガイドラインにおいて、世銀のスタンダードとの整合性のところの位置づけが基本方針の方に書かれるということで、よその国の援助機関などの環境配慮のあり方とJICAのやつはどうも違うのではないかと今後見られなければいいかなとちょっと懸念します。

○原科座長 そういう懸念が生じないような表現でやらないとまずいということですね。

○小林委員 そんな気がするのです。

○原科座長 そうすると、例えば、2ページの「理念」のところを見ていただいて、これは今までと同じです。修正はありません。一番最後に、「このような考えの下、JICAは、協力の実施にあたって環境や社会面に与える影響に配慮する」とありますね。恐らく

その最後に、「このために、世銀のセーフガードポリシー等に沿った形で」云々みたいな形でくっつけたらどうですか。よく見えるところに書かないと、おっしゃるような懸念がある。ハーモナイゼーションという意味ではね。

○JICA（岡崎） その辺は、今いろいろなことが議論されているので、整理して事務局の方で考えたいと思うのですが、セーフガードポリシーというのは、我々今こうやって議論していますが、実際には世銀のオペレーショナルポリシーなのです。世銀のスタッフ向けのマニュアルになっているものなのです。そのこととパリ宣言やアクラ宣言で議論されているようなこととはかなりレベルが違う、要するに政治的などころで宣言されていることと世銀のポリシーというのはやはり乖離がありますので、どこにどれを書いたらいいのかというのは分けて考えた方がいいと思うのです。

今の国際的な議論の趨勢は、先ほど吉田先生から御紹介がありましたけれども、このようにいろいろなところでばらばらな基準があるけれども、究極的には途上国の基準を高めて、途上国の基準をコンプライすればそれでいいじゃないか、そっちにみんなで持っていきましょうというのが流れとなっています。ただそれは一体いつなのかということがわからないから、その途中過程で各機関が自分たちの基準を設けています。

メキシコの例もありましたように、インドでもそうですが、パイロットケース、パイロットプロジェクトということで世銀がやっているのは、この国のこの機関であれば、その機関の基準をクリアしていればいい、したがって世銀の基準のチェックはしないということにしましょうというのが今ようやくやり始めて、その結果が我々にレポートされているような段階なのです。まだ本当にパイロット段階です。ただ、目的としては、途上国の基準と国際機関の基準にギャップがないようにしましょう、できればそれを一本化させましょう、途上国の基準をきちんと守っていればほかの基準を持ってこなくても大丈夫なようにしましょうというのが、いろいろなところで宣言されているカントリーシステムの究極のゴールなのです。

○原科座長 そのカントリーシステムというのは、誤解があるとまずいですね。各国が勝手にやればいいとなりがちだから。そうではなくて、これは性能要件と仕様要件みたいなことで、性能に対してはやはり共通なのです。ただ、仕様要件については国々の社会的・文化的背景の違いがある。そういう意味では基準はむしろ性能よりも仕様で決められている場合が結構ありますからね。そういう違いと見た方がいいと思います。パフォーマンスはやはりある水準を満たす。

○JICA（岡崎） ですから、パリ宣言とかアクラ宣言とか、あるいは調和化の問題とか、そういうのは「序」とかに、これは我々も余り手を入れたくなかったですけども、依然としてスタートのところは92年のリオ宣言にまでさかのぼっているわけですね。ですけど、今、ふだん議論していてリオまでさかのぼることはほとんどありませんし。

○原科座長 そうでもないですよ。

○JICA（岡崎） ただ、我々のふだんの議論では、今一番新しいところで何を議論しているかというところに行くわけです。一方で、実務的には、途上国で環境社会配慮の審査をするときには、ローカルの基準にコンプライしているかどうかは当然チェックするわけです。コンプライですから。それと同時に、同じセクター、プロジェクトで、世銀がどういう基準を求めているか、基準が合致しているかどうかをチェックし、合致していない場合には、なぜ合致していないのか、合致しなくても大丈夫なのかということ調べるわけですが、実務面で我々がよく使っているセーフガードポリシーを「序」とか基本的な考え方まで格上げするのはちょっとどうかなという気がします。

○原科座長 なるほど。では、いろいろ議論しましたけれども、これはもとへ戻しましょう。いろいろ御意見をいただいて、やはりもとの形で文言の工夫をしていただくようにいたしましょう。

それから、さっき申し上げたカントリーシステムのとときは、フィリング・ギャップという概念がありまして、世銀は世銀のスタンダード、パフォーマンススタンダードがあって、それに対する食い違いをいかにして埋めていくか。そのときに各国のシステムをなるべく活用しようということなのです。だから、性能は維持して、だけど仕様条件はいろいろ国の社会・経済的背景が違いますので、それは各国がやりやすいようにしたいと、そのように私は理解しております。去年のIAIAの大会で、世銀のステーブン・リントナーさんがチェアしてそういう議論を随分しました。フィリング・ギャップというのはキーワードだと思っております。

もう4時を過ぎてしまいましたので、ここでストップしましょうか。

2.6まで来ました。ここでストップして、次回は2.7から始めたいと思います。皆様に御協力いただいて、きょうは11ページまで来ました。かなり快調なペースで来ました。これから先は大変かもしれませんが、今のところは快調に来ております。

（2）第25回会議について

○原科座長 では、ちょっとオーバーしましたが、次回のことを確認したいと思います。
事務局、お願いします。

○事務局（杉本） 次回の委員会ですけれども、場所は同じ場所になりまして、5月11日、連休明けの月曜日で、しかも朝で大変申しわけございませんが、9時半～12時半の3時間の予定で入れさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○原科座長 それでは、今回はまたこの場所で、連休明けの月曜日にお会いしたいと思います。

では、きょうは終わります。どうもありがとうございました。

午後4時07分 閉会